

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	3
請願文書表	3
第 1 号 (9月9日)	
開会、散会の日時	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	5
事務局出席者	5
議事日程	6
開会及び開議の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	8
同意第2号の上程、説明	9
議案第26号の上程、説明	10
議案第27号の上程、説明	10
議案第28号の上程、説明	11
議案第29号の上程、説明	11
議案第30号の上程、説明	12
議案第31号の上程、説明	13
議案第32号の上程、説明	13
議案第33号の上程、説明	14
議案第34号の上程、説明	15
議案第35号の上程、説明	16
議案第36号の上程、説明	16
議案第37号の上程、説明	18
議案第38号の上程、説明	19
議案第39号の上程、説明	19
議案第40号の上程、説明	20
認定第1号の上程、説明	21
認定第2号の上程、説明	23
認定第3号の上程、説明	24
認定第4号の上程、説明	25

認定第5号の上程、説明	26
認定第6号の上程、説明	27
報告第6号の上程、報告	27
報告第7号の上程、報告	28
報告第8号の上程、報告	28
散会の宣告	28

第 2 号 (9月10日)

開議、散会の日時	29
出席議員	29
欠席議員	29
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	29
事務局出席者	29
議事日程	30
開議の宣告	31
一般質問	31
仲井間 宗 利 議員	31
友 寄 景 善 議員	32
大 山 美佐子 議員	35
大 城 佐 一 議員	37
宮 城 良 治 議員	43
宮 城 貢 議員	45
吉 浜 覚 議員	49
安 里 重 和 議員	63
大 城 邦 彦 議員	66
散会の宣告	69

第 3 号 (9月11日)

開議、散会の日時	71
出席議員	71
欠席議員	71
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	71
事務局出席者	71
議事日程	72
開議の宣告	74
同意第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	74
議案第26号の質疑、委員会付託	76
議案第27号の質疑、委員会付託	77

議案第 28 号の質疑、委員会付託	78
議案第 29 号の質疑、委員会付託	78
議案第 30 号の質疑、委員会付託	78
議案第 31 号の質疑、委員会付託	78
議案第 32 号の質疑、委員会付託	79
議案第 33 号の質疑、委員会付託	82
議案第 34 号の質疑、委員会付託	82
議案第 35 号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	82
議案第 36 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	83
議案第 37 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	83
議案第 38 号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	84
議案第 39 号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	84
議案第 40 号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	85
議案第 41 号の上程、説明、質疑、委員会付託	85
議案第 42 号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	86
認定第 1 号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	87
認定第 2 号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	89
認定第 3 号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	89
認定第 4 号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	90
認定第 5 号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	90
認定第 6 号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	90
諸般の報告	91
散会の宣告	91

第 4 号 (9月18日)

開議、閉会の日時	93
出席議員	93
欠席議員	93
地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	93
事務局出席者	93
議事日程	94
開議の宣告	96
議案第 26 号～議案第 34 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	96
議案第 41 号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	102
議案第 36 号及び議案第 37 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	103
議案第 35 号、認定第 1 号～認定第 6 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	104
請願第 1 号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	109
意見案第 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	111

閉会の宣告 115

署名議員 115

令和元年第5回定例会会議録
(会期日程表)

開会 令和元年9月9日
会期10日間
閉会 令和元年9月18日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
9月9日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・請願の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・報告3件
9月10日	火	本会議	午前10時	一般質問
9月11日	水	本会議	午前10時	同意第2号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第26号～第34号質疑、総務常任委員会付託 議案第35号質疑、決算審査特別委員会付託 議案第36号及び第37号質疑、予算審査特別委員会付託 議案第38号～第40号質疑、委員会付託省略(即決) 認定第1号～第6号質疑、決算審査特別委員会付託 議案第41号議案説明、質疑、経済建設常任委員会付託 議案第42号議案説明、質疑、委員会付託省略(即決)
		委員会	午後1時30分	議案第36号及び第37号予算審査特別委員会 (説明～採決)
9月12日	木	委員会	午前10時	議案第41号経済建設常任委員会(説明～採決)
		委員会	午前10時30分	議案第26号～第34号総務常任委員会(説明～採決) 請願第1号総務常任委員会(検討～採決)
9月13日	金	委員会	午前10時	議案第35号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会 (説明～検討)
9月14日	土	休 会		
9月15日	日	休 会		
9月16日	月	休 会		敬老の日
9月17日	火	委員会	午前10時	議案第35号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会 (検討～採決)
9月18日	水	本会議	午後2時	議案第26号～第34号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第41号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第36号及び第37号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
9月18日	水	本会議	午後2時	議案第35号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会 委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(請願)、質疑、討論、表決 意見案等の処理(閉会) 閉会后 全員協議会

会期日数 10日間 本会議日数 4日間 委員会日数 4日間 休会日数 3日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
14	令和元年6月7日	米海軍兵による女性殺害事件に対する抗議要請を求める陳情書	米海軍兵による女性殺害緊急追悼・抗議実行委員会 共同代表 瑞慶覧 功 亀谷 長久 高里 鈴代 糸数 慶子	議員配布
15	令和元年8月23日	貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情	沖縄県生活と健康を守る会連合会 会長 仲西 常雄	議員配布

請 願 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	請願者の住所 及び氏名	紹介議員 氏名	付託委員会
1	令和元年9月3日	介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める請願書	那覇市古波蔵 4-10-53-3階 沖縄県社会保障推進協議会 代表者 新垣安男	吉浜 覚 大山美佐子	総務常任委員会

令和元年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和元年9月9日

1. 開会、散会の日時

開 会 (令和元年9月9日 午前10時00分)

散 会 (令和元年9月9日 午前11時32分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 兼 宮 城 豊
子ども子育て支援室長

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 花 田 義 徳

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 兼 福 地 亮
プロジェクト推進室長

産 業 振 興 課 長 花 田 義 徳

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 宮 城 敦

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 事 仲 村 亮 人

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	同 意 第 2 号	副村長の選任について	提案説明
6	議 案 第 2 6 号	北部広域市町村圏事務組合理約の変更について	提案説明
7	議 案 第 2 7 号	大宜味村表彰条例の一部を改正する条例	提案説明
8	議 案 第 2 8 号	印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
9	議 案 第 2 9 号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
10	議 案 第 3 0 号	大宜味村心身障害児童・生徒適正就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例	提案説明
11	議 案 第 3 1 号	大宜味村敬老祝金支給条例	提案説明
12	議 案 第 3 2 号	大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例	提案説明
13	議 案 第 3 3 号	財産の取得について（大宜味村幼保連携型総合施設備品購入（バス））	提案説明
14	議 案 第 3 4 号	財産の取得について（やんばるの森ビジターセンター備品購入（厨房機器等））	提案説明
15	議 案 第 3 5 号	平成30年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	提案説明
16	議 案 第 3 6 号	令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	提案説明
17	議 案 第 3 7 号	令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	提案説明
18	議 案 第 3 8 号	令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	提案説明
19	議 案 第 3 9 号	令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	提案説明

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
20	議 案 第 40 号	令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	提 案 説 明
21	認 定 第 1 号	平成30年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	提 案 説 明
22	認 定 第 2 号	平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	提 案 説 明
23	認 定 第 3 号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提 案 説 明
24	認 定 第 4 号	平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提 案 説 明
25	認 定 第 5 号	平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	提 案 説 明
26	認 定 第 6 号	平成30年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	提 案 説 明
27	報 告 第 6 号	平成30年度沖縄県町村土地開発公社決算報告について	報 告
28	報 告 第 7 号	平成30年度決算に基づく健全化判断比率について	報 告
29	報 告 第 8 号	平成30年度決算に基づく資金不足比率について	報 告

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから令和元年第5回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 大城邦彦議員及び7番 宮城貢議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの10日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から9月18日までの10日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情及び請願は、お手元に配りました陳情及び請願文書表のとおりです。請願は、総務常任委員会に付託しましたから報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されております。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。
6月定例会後の行政報告を行います。

6月23日、県慰霊祭に出席をいたしました。

27日には、東京砂防会館において、日本水道協会の総会に出席し、翌28日には、午前中は全国海岸協会総会に出席し、午後からは全国漁業基金協会の総会に出席。

29日には、地域みらい留学フェスタに参加し、村のピーアールと辺土名高校の留学受け入れについてアピールをしました。

7月11日には、名護警察署長ほか職員と村観光協会職員とともに、ター滝の安全確認をしました。

7月22日には、JAおきなわから母子手帳の贈呈がありました。

27日には、西会津町交流団引率の皆さんの歓迎会を行いました。8月6日には、名護市勝山においてシークワサーの出荷式に出席をいたしました。

8日には、村内の米寿、カジマヤーの慶祝訪問を行いました。今年は、米寿が27名、カジマヤーが9名でした。

終戦の日の15日には、村慰霊塔において、職員で慰霊祭を行いました。

19日には、北部12市町村で次年度以降の北部関係予算の要請を内閣府宮腰沖縄担当大臣に行いました。

24日には、群馬県前橋市において、村観光ピーアールとシークワサー販売促進をしてきました。

26日には、県副知事と北部基幹病院についての意見交換会がありました。

27日には、県土建部との行政懇談会があり、他市町村からも河口閉塞について改善策の要請がありました。

28日から31日まで、北海道において世界遺産、道の駅について北部市町村長の視察研修があり、参加をいたしました。

その他につきましては、スケジュール表を御参照願います。

発注いたしました公共工事の入札結果を提出しておりますので御参照願います。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

◎同意第2号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 同意第2号 副村長の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 同意第2号 副村長の選任について

大宜味村副村長に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字上原271番地

氏 名 島袋 幸俊

昭和29年5月10日生

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、同意を求めます。

島袋幸俊氏は、平成27年から大宜味村副村長に就任され、行政経験豊富で、人格、識見ともにすぐれ、

最適任であると認められます。

よって、引き続き大宜味村副村長として選任をいたしたいので、議員各位の御理解を得て同意をいただく提案を申し上げる次第でございます。

どうぞ慎重な審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第26号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第26号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第26号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、北部広域市町村圏事務組合規約を別紙のとおり変更する。

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

北部広域市町村圏事務組合の共同処理事務である北部広域ネットワークの管理運営に関する事務に国頭村を加えるため、同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出する。

内容につきましては、説明資料2ページをお開き願いたいと思います。

組合規約の変更の理由につきましては、北部広域ネットワーク機能強化事業において、国頭村への延伸施設等の整備を行い、その管理運営に関するものとなっております。

北部広域ネットワークに関する事業につきましては、これまで国頭村での事業はありませんでしたので、今回の整備により、組合加盟する全市町村がかかわることとなり、組合規約第3条の共同処理事務について、現行の第3条第15号の括弧書きを削除し、変更するものでございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第27号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第27号 大宜味村表彰条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第27号 大宜味村表彰条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

大宜味村表彰条例の一部を改正する条例

大宜味村表彰条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2項、前項の年数に達しないが、特に功績が顕著な者に対し表彰することができる。

附則、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

近年の社会経済情勢の変化を踏まえた行財政改革の視点により見直しをする必要があるため、この案を提出する。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第28号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第28号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第28号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）が公布されたことに伴い、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

（佐久川紀亮住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） 議案第28号について補足して説明いたします。

住民基本台帳法施行令等の一部が改正され、令和元年11月5日から、住民票や個人番号カードに旧氏を現在の氏と併記する取り扱いが開始されることに伴い、印鑑登録証明にも旧氏併記が必要な場合も考えられることから、旧氏を併記する申請した方の印鑑登録証明書にも旧氏を併記するため、本条例の改正を行うものであります。

施行期日は、令和元年11月5日から施行することとしております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第29号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第29号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第29号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1(第2条関係)中「心身障害児童・生徒適正就学指導」を「教育支援」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

提案理由

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)の改正に伴い、本条例の職名を改正する必要があるため、この案を提出する。

以上、よろしく申し上げます。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第30号の上程、説明

- 議長(平良嗣男) 日程第10 議案第30号 大宜味村心身障害児童・生徒適正就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第30号 大宜味村心身障害児童・生徒適正就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)の改正に伴い、大宜味村心身障害児童・生徒適正就学指導委員会設置条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明申し上げます。

- 議長(平良嗣男) 教育課長兼子ども子育て支援室長。

(宮城 豊教育課長兼子ども子育て支援室長 登壇)

- 教育課長兼子ども子育て支援室長(宮城 豊) それでは議案第30号の補足説明をさせていただきます。

本条例の主な改正点は、題名の改正や学校保健法の改正による呼称や適用条項の改正となっております。

附則において、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用することとなっております。経過措置といたしまして、平成31年4月1日委嘱された委員は、改正後の委嘱とみなし、任期は令和3年3月31日までとなっております。

また、会長、副会長においても改正後に選出されたものとみなすこととなっております。

説明資料として新旧対照表と大宜味村心身障害児童・生徒適正就学指導委員会設置条例施行規則の一部を改正する規則と、その新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

なお、詳細については、委員会でご説明いたします。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第31号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第31号 大宜味村敬老祝金支給条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第31号 大宜味村敬老祝金支給条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

従前の大宜味村敬老年金支給条例を廃止し、新たに新百歳の方に対し、敬老祝い金の額を定めた大宜味村敬老祝金支給条例を制定するため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

（佐久川紀亮住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） それでは議案第31号について補足して説明いたします。

今回の改正は、従前の条例において80歳以上の方へ年金のような形で毎年3,000円を支給していましたが、今回の改正により80歳以上の3,000円支給に変更はございませんが、新百歳の方に対しては金額を変更し、2万円を祝金として支給する内容となっております。

あわせて附則において、従前の大宜味村敬老年金支給条例は廃止することとしております。

詳細については、また委員会のほうで御説明したいと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第32号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第32号 大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第32号 大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

大宜味村放課後児童クラブを開所するにあたり、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。
なお、内容につきましては、担当課長のほうから説明を申し上げます。

- 議長（平良嗣男） 教育課長兼子ども子育て支援室長。
（宮城 豊教育課長兼子ども子育て支援室長 登壇）

- 教育課長兼子ども子育て支援室長（宮城 豊） 議案第32号の補足説明をいたします。

令和2年4月1日の開所に向けて諸準備を進めているところでございます。本条例は、児童の放課後の育成及び指導することにより、児童の健全育成を図ることを目的として制定するものであります。

主な条項として、第2条で施設の名称、位置、定員を定めております。第4条では指定管理者による児童クラブの管理を行わせるものとしております。第6条では休所日、第7条では開所時間を定めております。第9条では保育料等を定めております。

附則において、この条例は令和2年4月1日から適用する。ただし、第2項で必要な準備行為ができるものとしております。

なお、説明資料に大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する施行規則を添付しておりますので、御参照ください。

詳細については、委員会で御説明いたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第33号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第33号 財産の取得について（大宜味村幼保連携型総合施設備品購入（バス））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第33号 財産の取得について（大宜味村幼保連携型総合施設備品購入（バス））

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

- 1 取得する財産 通園バス（定員52名：大人3名、幼児49名）1台
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 取得金額 金723万4,803円
- 4 契約の相手 住所 豊見城市字根差部724番地
商号 株式会社 東部自動車
氏名 代表取締役 前田 義光

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき

契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第3条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、説明資料として事業概要等を記載した資料、入札結果報告書、物品購入契約書の写しを添付しております。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させます。よろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第34号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第34号 財産の取得について（やんばるの森ビジターセンター備品購入（厨房機器等））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第34号 財産の取得について（やんばるの森ビジターセンター備品購入（厨房機器等））

次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

- 1 取得する財産 やんばるの森ビジターセンター厨房機器等一式
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 取得金額 金3,135万円
- 4 契約の相手 住所 沖縄県那覇市泊3丁目3番地13号
商号 ホシザキ沖縄株式会社
氏名 代表取締役 平田 公夫

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第3条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容について、担当課長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

（福地 亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇）

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 議案第34号について補足説明いたします。

説明資料の32ページをお開きください。

目的といたしましては、大宜味村の新たな観光拠点施設として整備されるやんばるの森ビジターセンターの事業運営（カフェ・レストラン、荷捌室、販売ブース、特産品販売）に資する厨房機器等を購入するものです。

事業費につきましては、沖縄北部連携促進特別振興事業を活用させていただき整備するもので、平成30年度の繰越事業でございます。

次に事業概要でございます。事業名、やんばるの森ビジターセンター整備事業。業務名、やんばるの

森ビジターセンター備品購入（厨房機器等）。購入備品の内容につきましては、次ページからの別紙のとおりとなっております。

管理方法につきましては、やんばるの森ビジターセンター管理運営業務仕様書に基づき、指定管理者へ無償で貸与することといたしておりますが、維持修繕及び更新については、指定管理者が行うこととなっております。

納期限は、令和元年11月1日となっております。

以上、補足説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第35号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第15 議案第35号 平成30年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第35号 平成30年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成30年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議会の議決を求める。

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、この案を提出する。

内容につきましては、次のページをお開きいただきたいと思います。

決算に基づく収益的収入から収益的支出を差し引いた純利益としての未処分利益剰余金216万3,237円のうちから、特定目的の積立金として、20万円を減債積立金として、同じく20万円を利益積立金として、142万8,138円を建設改良積立金として。また33万5,099円を一般会計へ還付金として利益剰余金を処分するものであります。

利益の処分については、公営企業法の規定により条例に定めるところ、議会の議決を得て行わなければならないため提案するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第36号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第16 議案第36号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第36号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）

令和元年度大宜味村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,762万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,042万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明を申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第36号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）の概要を説明します。

今回の予算の補正は、2億8,762万7,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。予算書1ページをお開きください。

2款地方譲与税35万円の減額、森林環境譲与税によるものです。

10款地方交付税7,779万円の増額ですが、普通交付税決定に伴うものです。

14款国庫支出金28万4,000円の増額ですが、子どものための教育・保育給付費負担金及びプレミアム付商品券事業補助金によるものです。

15款県支出金5,805万4,000円の増額ですが、主なものとして、公共土木施設災害復旧事業費補助金によるものです。

16款財産収入111万5,000円の減額ですが、旧喜如嘉小学校跡地活用契約解除に伴う貸付料によるものです。

18款繰入金310万6,000円の増額ですが、中山間ふるさと農村活性化基金及び財産形成基金によるものです。

19款繰越金1億3,420万1,000円の増額をしています。

20款諸収入177万6,000円の減額ですが、介護保険地域支援事業委託金によるものです。

予算書2ページをお開きください。

21款村債1,743万3,000円の増額ですが、主なものとして、公共土木施設災害復旧事業債によるものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出の主な概要を説明します。予算書3ページをお開きください。

2款総務費372万9,000円の増額ですが、主なものとして、総務管理費の村制111周年記念運営委託費によるものです。

3款民生費655万2,000円の減額ですが、主なものとして、国民健康保険一般会計繰出金によるものです。

4款衛生費859万7,000円の減額ですが、簡易水道事業特別会計繰出金によるものです。

6款農林水産業費133万1,000円の増額ですが、主なものとして、農業費の道の駅タワーサイン改修事業委託料によるものです。

7款商工費195万3,000円の増額ですが、主なものとして、設備撤去処分業務委託料によるものです。

8款土木費303万6,000円の減額ですが、主なものとして、公共下水道事業特別会計繰出金によるものです。

予算書、次のページをお開きください。

10款教育費176万8,000円の増額ですが、主なものとして、保健体育費の増額によるものです。

11款災害復旧費7,299万8,000円の増額ですが、主なものとして、土木災害復旧費によるものです。

13款諸支出金9,017万9,000円の増額ですが、財政調整基金及び減債基金積立によるものです。

14款予備費 1億3,385万4,000円の増額となっています。

以上が歳出の主な概要です。

7ページには地方債の補正を記載しています。限度額6億7,370万円から6億9,113万3,000円になっております。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては、予算審査特別委員会で担当課長より説明いたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第37号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第17 議案第37号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第37号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,113万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,152万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、1ページをお開き願いたいと思います。

歳入のほうで、5款県支出金が23万4,000円の増、8款繰入金700万円の減、9款繰越金が4,790万4,000円の増となっています。

次、2ページの歳出については、3款国民健康保険事業費納付金74万1,000円の減、10款予備費4,172万2,000円の増となっています。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしく御審議のほど

お願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第38号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第18 議案第38号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第38号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算」の名称を「令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算」とし、予算書における年度表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ332万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,420万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入の概要から説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

歳入は、繰入金877万8,000円の減額及び繰越金、前年度繰越金が1,210万3,000円の増額となっております。

歳出の概要について説明いたします。予算書の2ページをお願いします。

予備費に332万5,000円の増額による補正となっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第39号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第19 議案第39号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第39号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算」の名称を「令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算」とし、予算書における年度表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,759万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、予算書1ページをお開き願いたいと思います。

繰入金金の514万8,000円の減額及び繰越金、前年度繰越金が594万1,000円の増額となっております。

次のページ、歳出の概要について説明いたします。予算書2ページをお開き願いたいと思います。

予備費に79万3,000円の補正となっております。

御審議のほどよろしく願います。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第40号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第20 議案第40号 令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第40号 令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、「平成31年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算」の名称を「令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算」とし、予算書における年度表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,357万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、予算書1ページをお開き願いたいと思います。

歳入で繰越金が32万3,000円増額しております。

2ページのほう、歳出で予備費に同額の補正となっております。

御審議のほどよろしく願います。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第1号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第21 認定第1号 平成30年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第1号 平成30年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度大宜味村一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明を申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 認定第1号 平成30年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、内容を御説明いたします。

なお、内容の説明の前に、今回の認定提案に至る経過を簡単に説明いたします。

令和元年7月5日に大宜味村会計管理者から村長職務代理者宛てに平成30年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書が提出されました。

村長職務代理者は、同日付で監査委員に対しまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査を求めたところ、令和元年8月27日付で監査委員より一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査並びに定額資金運用基金運用状況調書審査意見書の提出がありましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、今議会に平成30年度の決算認定をお願いするところであります。

それでは、内容を概略で御説明したいと思います。

なお、この認定書の構成を簡単に説明いたしますと、歳入歳出が主になっておりまして、まず歳入の内容は決算書の6ページから23ページに記載しております。それから歳出の内容は24ページから66ページに記載しています。その他参考調書といたしまして、実質収支に関する調書を67ページに掲載しております。財産に関する調書を68ページから96ページに掲載しております。そのほか基金管理状況、各課別の主要な成果表を添付しております。

では、決算書の67ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。歳入総額43億4,975万6,319円、歳出総額40億5,245万9,020円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として8,309万6,000円がありまして、実質収支額は2億1,420万1,299円となっております。

歳入の主な概要を款で御説明いたします。決算書1ページ、お開きください。

1款村税ですが、調定額8億8,021万7,341円に対しまして、収入済額8億5,893万8,864円となり、収納率が97.6%となっております。なお、収入全体に対する割合は19.7%を占めております。不納欠損額について478万8,571円となっております。

決算書2ページ、お開きください。

13款国庫支出金ですが、調定額11億3,799万5,489円に対しまして、収入済額4億9,782万2,489円とな

り、収入全体に占める割合は11.4%となっております。なお、6億4,017万3,000円は翌年度へ繰り越ししております。

14款県支出金ですが、調定額7億388万7,061円に対しまして、収入済額5億6,720万5,061円となり、収入全体に占める割合は13%となっております。なお、1億2,960万9,000円は翌年度へ繰り越ししております。

3ページ、歳入の調定総額51億6,312万3,981円に対しまして、収入済額43億4,975万6,319円となり、収納率では84.2%となっております。

決算書の4ページをお開きください。次に歳出の概要を主な款で説明いたします。

2款総務費ですが、予算現額5億7,296万5,000円に対しまして、支出済額5億3,373万5,555円となり、例規整備支援業務外2件の繰越事業がありまして、執行率は93.2%となっております。

3款民生費ですが、予算現額7億5,603万8,000円に対しまして、支出済額7億3,448万6,805円となり、第2期大宜味村子ども・子育て支援事業計画の繰越事業がありまして、執行率が97.1%となっております。

4款衛生費ですが、予算現額3億5,286万1,000円に対しまして、支出済額3億184万8,505円となり、大宜味村火葬場駐車場増設事業の繰越事業がありまして、執行率は85.5%となっております。

6款農林水産業費ですが、予算現額2億2,630万1,000円に対しまして、支出済額2億772万1,945円となり、塩屋漁港機能増進事業の繰越事業がありまして、執行率は91.8%となっております。

7款商工費ですが、予算現額13億3,335万1,000円に対しまして、支出済額5億2,047万4,856円となり、やんばるの森ビジターセンター整備事業外2件の繰越事業がありまして、執行率が39%となっております。

8款土木費ですが、予算現額5億4,364万2,000円に対しまして、支出済額3億8,517万9,563円となり、ふるさと河川環境再生・活用整備事業の繰越事業がありまして、執行率が70.9%となっております。

決算書は次の5ページです。

9款消防費ですが、予算現額1億6,015万円に対しまして、支出済額1億5,610万4,666円となり、国頭地区行政事務組合負担金、消防特別分の繰越事業がありまして、執行率が97.5%となっております。

10款教育費ですが、予算現額2億5,408万1,000円に対しまして、支出済額2億3,973万4,150円となり、大宜味村史編纂事業の繰越事業がありまして、執行率が94.4%となっております。

11款災害復旧費ですが、予算現額2,425万3,000円に対しまして、支出済額1,482万2,197円となり、公共土木施設災害復旧事業費の繰越事業がありまして、執行率が61.1%となっております。

歳出予算現額の総額52億9,728万1,000円に対しまして、支出済額の総額40億5,245万9,020円となり、全体の執行率は76.5%となっております。なお、10億4,837万8,000円は翌年度繰越額となっております。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては、決算審査特別委員会で担当課長から説明させます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第2号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第22 認定第2号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第2号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 認定第2号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容を御説明いたします。

決算書18ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額5億3,464万8,486円、歳出総額4億8,074万3,638円、歳入歳出差引額5,390万4,848円となり、実質収支額も同額となっております。

決算書1ページへお戻りください。歳入の主な概要を説明いたします。

1款国民健康保険税ですが、調定額7,039万8,843円に対しまして、収入済額6,195万1,144円となり、収納率88%、収入全体に占める割合は11.6%となっております。なお、94万7,100円を不納欠損としております。

5款県支出金ですが、調定額3億7,465万3,920円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は70.1%となっております。

8款繰入金ですが、調定額4,745万817円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は8.9%となっております。

9款繰越金ですが、調定額5,034万9,270円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は9.4%となっております。

決算書2ページをお開きください。歳出の概要を御説明いたします。

1款総務費ですが、予算現額464万7,000円に対しまして、支出済額431万8,068円となり、執行率は92.9%となっております。

2款保険給付費ですが、予算現額3億4,218万4,000円に対しまして、支出済額3億2,591万8,940円となり、執行率95.2%となっております。

3款国民健康保険事業費納付金ですが、予算現額1億2,836万6,000円に対しまして、支出済額1億2,836万3,248円となり、執行率はほぼ100%となっております。

6款保健事業費ですが、予算現額902万4,000円に対しまして、支出済額879万2,022円となり、執行率は97.4%となっております。

9 款諸支出金ですが、予算現額1,339万円に対しまして、支出済額1,335万1,360円となっております。執行率は99.7%となっております。

決算書 3 ページ。

歳出予算現額の総額 6 億6,419万7,000円に対しまして、支出済額の総額 4 億8,074万3,638円となり、全体の執行率は72.4%となっております。

詳細につきましては、決算審査特別委員会で担当課長から説明させます。御審議のほどよろしく願います。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第3号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第23 認定第3号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第3号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 認定第3号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容を概略で説明いたします。

決算書7ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額1億6,354万3,868円、歳出総額1億2,845万5,708円、歳入歳出差引額3,508万8,160円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として2,098万5,000円がありまして、実質収支額は1,410万3,160円となっております。

決算書1ページお開きください。歳入の概要を説明いたします。

1 款使用料及び手数料ですが、調定額7,461万4,090円に対しまして、収入済額7,364万334円となり、収納率は98.7%となっております。収入全体に占める割合は45%となっております。

2 款国庫支出金ですが、調定額1,600万円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は9.8%となっております。

3 款繰入金ですが、調定額5,729万円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は35%となっております。

4 款繰越金ですが、調定額861万3,358円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は5.3%となっております。

6 款村債ですが、調定額800万円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は4.9%となっております。

歳入予算現額の総額1億6,369万2,000円に対しまして、調定額1億6,451万7,624円となり、総収入済額1億6,354万3,868円、収納率99.4%となっております。

決算書2ページをお願いします。歳出の概要を説明いたします。

1 款簡易水道総務費ですが、予算現額8,533万9,000円に対しまして、支出済額5,875万6,619円となり、繰越事業がありまして、執行率は68.9%となっております。

2 款簡易水道事業費ですが、予算現額2,552万3,000円に対しまして、支出済額2,420万5,823円となり、執行率は94.8%となっております。

3 款公債費ですが、予算現額4,561万円に対しまして、支出済額4,549万3,266円となり、執行率は99.7%となっております。

歳出予算現額の総額1億6,369万2,000円に対しまして、支出済額の総額1億2,845万5,708円となり、全体の執行率は78.5%となっております。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会で説明を行いますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第4号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第24 認定第4号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第4号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明を申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 認定第4号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容を概略で説明いたします。

決算書6ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額4,195万5,557円、歳出総額3,501万4,245円、歳入歳出差引額694万1,312円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは決算書1ページをお開きください。歳入の概要を説明いたします。

1 款使用料及び手数料ですが、調定額457万776円に対しまして、収入済額455万3,601円となり、収納率99.6%となっております。なお、収入全体に占める割合は10.9%となっております。

3款繰入金ですが、調定額3,381万9,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。収入全体に占める割合は80.6%となっております。

4款繰越金ですが、調定額358万2,876円に対して、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は8.5%となっております。

歳入予算現額の総額4,188万5,000円に対しまして、調定額4,197万2,732円となり、総収入済額4,195万5,557円で、収納率はほぼ100%となっております。

決算書2ページをお開きください。歳出の概要を説明します。

1款公共下水道事業総務費ですが、予算現額3,066万5,000円に対しまして、支出済額2,603万5,913円となり、執行率は84.9%となっております。

3款公債費ですが、予算現額900万8,000円に対しまして、支出済額897万8,332円となり、執行率は99.7%となっております。

歳出予算現額の総額4,188万5,000円に対しまして、支出済額の総額3,501万4,245円となり、執行率は83.6%となっております。

詳細については、決算審査特別委員会で説明を行いますので、よろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第5号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第25 認定第5号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第5号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明を申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 認定第5号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、内容を説明いたします。

決算書7ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3,443万8,638円、歳出総額3,391万5,359円、歳入歳出差引額52万3,279円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは決算書1ページをお開きください。歳入の概要を説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料ですが、調定額1,809万3,299円に対しまして、収入済額1,807万3,501円となり、収納率99.9%。収入全体に占める割合は52.5%となっております。

4款繰入金ですが、調定額1,589万3,852円に対しまして、収入済額も同額となっております。収入全体に占める割合は46.2%となっております。

決算書2ページをお開きください。歳出の概要を説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、予算現額3,331万1,000円に対しまして、支出済額3,323万2,860円となり、執行率は99.8%となっております。

歳出予算現額の総額3,446万9,000円に対しまして、支出済額の総額3,391万5,359円となり、全体の執行率は98.4%となっております。

なお、詳細については、決算審査特別委員会で担当課長から説明いたします。御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第6号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第26 認定第6号 平成30年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第6号 平成30年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度大宜味村工業用水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、内容につきましては、決算審査特別委員会のほうで担当課長のほうから説明をさせたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第6号の上程、報告

○ 議長（平良嗣男） 日程第27 報告第6号 平成30年度沖縄県町村土地開発公社決算報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 報告第6号 平成30年度沖縄県町村土地開発公社決算報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、平成30年度沖縄県町村土地開発公社決算を別紙のとおり報告する。

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

◎報告第7号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第28 報告第7号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第7号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率について

平成30年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、下記のとおり4つの指標はいずれも早期健全化基準以下であることを報告する。

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、下の記のほうを御参照願いたいと思います。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎報告第8号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第29 報告第8号 平成30年度決算に基づく資金不足比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第8号 平成30年度決算に基づく資金不足比率について

平成30年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、下記のとおり経営健全化基準以下であることを報告する。

令和元年9月9日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、表のほうは、どうぞ御参照願いたいと思います。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午前11時32分）

令和元年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和元年9月10日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和元年9月10日 午前10時00分)

散 会 (令和元年9月10日 午後3時38分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光

教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊

教 育 課 長 兼
子 ども 子 育 て 支 援 室 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史

農 業 委 員 会 事 務 局 長 花 田 義 徳

財 務 課 長 真 喜 志 亮

監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 佐 久 川 紀 亮

選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 兼
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 花 田 義 徳

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 宮 城 敦

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 事 仲 村 亮 人

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 仲井間 宗 利 議員

- 議長（平良嗣男） 村内の児童虐待対策について。3番 仲井間宗利議員。
○ 3番（仲井間宗利） おはようございます。質問させていただきます。

最近、マスコミや新聞などで全国的に児童虐待のニュースが流れていますが、県内でも何件か報道されていると思います。

あつてはならないことですが現実起きています。

親が虐待をしているわけですが、村内で事件が発生しないことが平和なことですが、行政では事件が起きたときの対策は考えているのでしょうか、お伺いします。

- 議長（平良嗣男） 村長。
(宮城功光村長 登壇)

- 村長（宮城功光） お答えいたします。

行政での対応についてですが、虐待等の相談があった場合は、緊急度により分類し、生命の危険を伴う場合は警察に通報し、そうでない場合は困難性・専門性が高い場合は、県福祉事務所や児童相談所に送致します。

比較的軽微なケースで機関連携が必要な場合は、要保護児童対策地域協議会を開催し、支援の方向性の確認と役割分担を行っております。

- 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 今の村長の答弁だと、現実には起きていないということだと思われま。それはいいことなんですけれども、なぜこういうことを出したかという、最近、新聞等で皆様も御存じのとおり、沖縄県で発生している、報道されているもので、宮古島市、豊見城市、沖縄市、石垣市、那覇市となっております。それを見ると、お互い村あたりでは起きていないのかなと思っております。それも隣近所のお互いの付き合いもあるかと思っておりますけれども、でもこれは虐待と言いましても、親がやるわけですから目に見えないこともあるかと思っております。

この前の報道で、本土のほうですけれども、道に立たされている子を見て、あとで気がついたら報道されて、そういうことも出たということなんですけれども、やっぱり一声かけ運動もお互い必要ではないかと思っております。私たちが小さいころは悪さをしたら親にたたかれたりもしていたと思うんですけれども、たたかれることによって痛さも感じるということなんです。

これはこの前、議員と職員との研修会の際にいただいたものなんですけれども、現実起こったことは、

県のほうから市町村のほうに、そういうことがあれば報告なり、または各行政でそういう、今村長がおっしゃった形をとるということになっております。

それで、今のところそういう相談はないようなことを言われておりますけれども、そういった傾向があるのかどうか、もう一度お伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 最近ではありませんけれども、平成28年度に1件、対策協議会を開催して対応しております、平成29年から30年においてはいい状況にあります。しかしながら、全く今、議員がおっしゃったように、見えないところで可能性があるんじゃないかと心配されることは十分御理解できますけれども、そういう情報についてはしっかりと村として対応して、今後対策をとっていくということで進めているところでありますので、御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 村長からありましたけれども、何か事が起こると、結局行政のほうに出てくるとお思います。お互い子供たちのほうをよく見ながらやっていると思っておりますけれども、そういうことがないというのが一番お互いの、村内の子供たちの育成には非常にいいあれかと思っております。そういうことがないことを祈って、行政のほうから何か踏み込んだ意見があればもらって、質問を終わりたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） 議員の質問にお答えいたします。

住民福祉課としては、乳幼児期から子供の保育所とかですね、そういったお子様のほうを見ている管轄のところですが、やっぱりこの虐待というものが起こるのは、生まれたときから何かしら傾向があったりとか、妊娠期からのものも出てくるものもありますので、そこら辺は住民福祉課としましても妊婦と接触する機会が多いので、そこら辺でちゃんと大丈夫かなということも含めて、見ながらそういうことが起こらないようにまた一緒にやっていきたいと思っております。

小学校、中学校のほうでは、地域支援会議という会議も持っております、そちらのほうでも子供たちの様子、何か変わったようなことがないかというところがあれば、うちの保健師とかそういった方々も入って話をし、どういう方向性に持っていくかというような対話もしておりますので、いろいろな形で児童虐待が起こらないような形をとっていきたいと考えています。

○ 議長（平良嗣男） 以上で仲井間宗利議員の質問を終わります。

◇ 友 寄 景 善 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に買収及び利害誘導罪並びに村選管の職責について。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 選挙管理委員長に直接お伺いしたかったんですが、きょう出席はされていないようです。何らかの事情があったと思っておりますが、非常に残念に思います。では、本題に入ります。

村長選挙において、例えばある候補者が、私が当選したら誰々さんを副村長にする。あるいは私を当選させてくれたら誰々さんは教育長にするなどと、公職の供与を約束する行為があったならば、公職選挙法第221条の（買収及び利害誘導罪）が成立する重大な選挙違反と思っておりますが、大宜味村選挙管理委員会の見解をお伺いします。

また、選挙管理委員会の職務は投票事務、開票事務以外にも公明かつ適正な選挙のために果たすべき

役割や課題も多いと思いますが、今後どのように職責を果たしていくのかお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 選挙管理委員会書記長。

（知念和史選挙管理委員会書記長 登壇）

○ 選挙管理委員会書記長（知念和史） では、友寄議員の御質問に私のほうからお答えしたいと思います。

議員御質問に事案につきまして、選挙管理委員会といたしましては判断する立場にはありません。また、御指摘の事案が公職選挙法に抵触するかの判断につきましては、法と証拠に基づいて司法において行われるべきものだと考えております。

しかしながら、実際、村民から選挙期間中いろいろな問い合わせがございます。その場合、事例集や判例などは検討いたしますが、個別の事例にはいろいろな状況や言動があり、選挙委員会といたしましてはその内容を現場で確認できていない場合が多く、その対応に苦慮しているところでございます。

次に大宜味村選挙管理委員会の職務は村の議会の議員や長の選挙に関する事務の管理、国・県すべての選挙における投票事務、また定期的に選挙人名簿の作成・管理がございます。

選挙は、民主主義の基盤をなすものであるとともに、政治に参加する最も重要な機会です。村民に選挙に対する関心をより深め、身近なものとして感じていただけるよう、今後とも情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） ただいま書記長のほうから答弁がありましたが、これは事前に選挙管理委員の4名の皆さんで合議しての答弁内容だと思いますが、私の質問に対して判断する立場にないということでありましたが、やはり選挙管理委員会というのは、選挙運動に関して何らかの考えがあるはずで、判断する立場にないからということで見過ごしたらどうなるかということに対して、大きな疑問を持っております。

選挙管理委員会の仕事は、地方自治法にもあります職務権限、御存じだと思いますが、あえて読み上げます。（職務権限）第186条、選挙管理委員会は法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係ある事務を管理するということ、必ずしも法的に判断しなくてもこれは法令に対してどのような行為であるかという判断は、考えは持ってしかるべきだと思います。

それから今回の件に関しましては、最高裁の判例によりますと、もう御存じだと思いますが、最高裁の判例によりますと、公選法第221条第1項第1号にいう供与申込罪は、同号所定の目的で相手方に対し、金品などを供与する意思を表示し、当該意思が相手方に到達することにより成立するものであって、右供与の意思表示は明示であることを要せず、また右意思表示の到達とは相手方自身が直接これを了知する場合はもちろん、同居の家族がこれを受けるなど、社会観念上、一般に相手方が了知すべき、客観的状态に置かれたときもこれに含まれるということがありまして、選管は常日ごろから、この選挙運動に対しては目を光らせてほしいと思います。

今後、選挙管理委員会におかれましては、明るい選挙のために日ごろから啓発活動を行い、選挙違反に対しては適宜注意を行い、悪質な行為に対しては警察署に連絡するなど、職務権限を十分発揮するよう要請して終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で買収及び利害誘導罪並びに村選管の職責についての質問を終わります。

次に役場賃金職員の賃金引き上げについて。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 村長にお伺いします。

沖縄県の最低賃金は現行の時給762円から28円増の790円に改正され、来月10月3日から発効されることになりました。使用者は労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。そうでない場合には最低賃金法違反として罰則の対象となります。

以上の観点からお伺いします。

1点目、大宜味村が先月8月中に雇用した全賃金職員、これは日雇い、月決契約等の職員も含まれますが、新しい最低賃金が適用された場合、何名が最低賃金法違反に該当するか。

2点目、大宜味村が雇用している賃金職員の賃金引き上げは避けて通れない喫緊の課題であるが、今後どう対処していくのか。

以上、2点についてお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

沖縄労働局は、県内最低賃金を現行の時給762円から28円（3.7%）引き上げて790円に改正する決定をし、9月3日の官報に告示を行い、令和元年10月3日から発効されます。

議員御指摘の何名が最低賃金法違反に該当するかとの質問ですが、大宜味村賃金職員管理規程、別表第1の時間給775円となっておりますが、現在、時間給での雇用を行っておらず、日額及び月額での雇用になっているため、最低賃金を下回る方はおりません。

しかし、一般事務賃金等6,200円の日額雇用者については、現在17名おり、令和元年10月の賃金から日額6,400円に時間給800円とする改定に向けて、財務課と調整中であります。

また、令和2年度より非常勤職員を会計年度任用職員に移行し、期末手当等整備、処遇改善を行う予定でございます。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 村は、時給ではなくて日額とか月額で雇用しているとありましたが、普通、1日の勤務時間は通常8時間を基準として日額賃金を定めるのが普通だと思いますが、役場におかれましてはいろいろ事情があって8時間ではなくて、8時間に満たない時間を勤務時間としていると。そういうことで最低賃金には触れないというふうな内容、趣旨の答弁だと思います。

賃金は、時代の要請に応じて、早急な引き上げ、そして来年度からの、今村長から答弁がありましたが、雇用形態、会計年度任用職員という新しい形態で雇用すべきということで、賃金職員にとっては非常にいい労働環境になるものと私は評価したいと思います。さらに賃金引き上げの場合には、最低賃金を指標とした引き上げではなくて、村が積極的に賃金引き上げを行い、むしろ民間企業をもリードしていただきたいと思います。

賃金引き上げ等の労働条件の改善に終わりはありません。時代の要請に対応した労働環境の改善に適宜取り組まれるよう要請して、私の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で役場賃金職員の賃金引き上げについての質問を終わります。

次に結の浜地区の防風・防潮林の整備について。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 村長にお伺いします。

結の浜公園から安根川左岸に至る海岸沿いの防風・防潮林は適切な樹種選定と良好な管理により年々その機能を向上させ、順調に事業効果が上がっているものと思います。また、景観的にも美しく、防風・防潮林づくりの成功した事例であり、誇りにしていいと思います。

しかし、そこから北側の安根川右岸から道の駅に続く海岸は、埋め立て完了後、長期間経過しているにもかかわらず、いまだに防風・防潮林が整備されていなく、潮風がまともに道路に吹き寄せ、荒涼とした風景をさらけ出している。同じ埋立地の海岸線でありながら、この違いは歴然としていて、付近を通行するたびに違和感を覚える。防風・防潮林の整備に着手してから機能を果たすまでは長期間を要することから、可能な限り、急いで整備を図るべきだと考えます。このままの状態ですべて放置すると、村行政に対する信頼感は得られません。

このままの状態を続けていくのか、防風・防潮林の整備計画、又は他の整備計画はあるのかお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

結の浜地区の北側の防風林、防潮林の計画について、現時点、計画はございません。

結の浜の当初の土地利用計画においては学校用地が主としてありましたが、学校建設に伴う用地変更で、現在は交流広場用地となっております。

また今後、結の浜の土地利用計画の見直しを行うこととしておりますので、防風林・防潮林の整備については今後の進捗に応じて検討してまいります。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 今のところは防潮林・防風林の計画はないと。今後、計画の見直しをしながら検討していくというふうな答弁でありました。私が質問したように、防風林・防潮林は植えてすぐ成長して、この機能を発揮するわけではありません。植えて10年後、20年後にその防風林・防潮林の機能が発揮されるわけですから、計画がないから何もしないというのは余りにも策がない。やはりそこは、付近を通って本当にみすばらしいというんですか、荒涼として寂しい思いがします。どのような計画が今後されるかはわかりませんが、とりあえずですね、とりあえずというか、防風林・防潮林を整備しておく必要があると思います。そして新たな計画で北側のほうに新しい施設ができた場合、防風林・防潮林を整備してよかったと思われるように。施設をつくって、ここに防風林・防潮林を植えておけばよかったなど、後で後悔するよりは今から防風林・防潮林を整備して、どのような施設、どのような計画ができてでも対応できるように村が強力にこの防風林・防潮林の事業化へ進めていっていただきたい。知恵を出して、予算を確保して早急に取り組みされるよう要請して終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で友寄景善議員の質問を終わります。

◇ 大 山 美 佐 子 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に村道腰間線補修とガードレールの設置について。5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） おはようございます。一般質問を行います。

村道腰間線補修とガードレールの設置について。

杣山へ行く村道、腰間線は2.2キロぐらいですけれども亀裂が多くあり、急なカーブもあり、対向車

とすれ違う場合はとても怖いです。この亀裂の入ったでこぼこの道を補修してほしいとともに、草刈りを年に二、三回ぐらいの管理を行っていただきたい。草が道を半分ぐらい覆い、視界が悪く、重大な事故になりかねない状況である。七、八年前にガードレールがなく、亡くなった方もおります。村道腰間線は一日も早い補修とガードレールの設置について伺います。

まず、村道の草刈りは年に何回行っているのか。

2つ目に、亀裂が入ったでこぼこの道を補修する計画はあるのか。

3つ目に、腰間線の上りの左側は崖っぷちになっていてとても危険なのでガードレールが必要です。村として、どう考えていますか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

最初の草刈りは何回しているかというのは、後で課長のほうから説明させます。

御指摘の村道腰間線の道路現状は、これまでも現地を確認し、私も台風や大雨のたびにそこを確認したりしています。把握しているところであります。現在、村としては、村道腰間線についての事業採択に向けて沖縄県とヒアリングを行っているところであります。

草刈りについては、各地域より草刈り要望が多く、作業が間に合っていない現状です。建設環境課としましては、優先道等を考慮しながら作業を行っていきたいと考えております。腰間線の草刈りについては課長のほうから答弁させますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時27分）

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

（午前10時28分）

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 大山議員の御質問にお答えします。

草刈りにつきましては、年二、三回ぐらいの管理を行っていただきたいとあります。その中で我々としても、最近、村道管理の面でかなり声があります。その分については十分理解しているつもりですが、なかなか今の作業量で間に合っていないのが現状です。ただ、優先道を考えながら、先ほど村長が答弁したとおり、現場を確認しながら管理をしていきたいと考えているところです。

さらに先ほど、事業化に向けて沖縄県のほうとヒアリングを行っているところです。社会資本総合整備事業の事業採択の中にのつけられないかということで、ヒアリングの段階から今行動を起こしているところです。この事業が採択されて、本格的に事業を行うのが2年後ぐらいになるかもしれないです。

その中で、最近、予算配分がなかなかつかないと。そこら辺も見計らってほかの事業採択ができないかというところもあります。その中ではまた、交通安全対策特別交付金、そこら辺の交付金を使いながらガードレールの設置とか、そういうところも視野に入れながら早い時期にどうかガードレールの対策とか、そういうところをやっていきたいと考えているところです。

その辺の事業採択に向けて頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 村としての考えが伝わって、一所懸命頑張っているというところがわかりました。

杣山には、今住んでいる方が十二、三世帯で、そこでまた農業をしている方が、喜如嘉の住民が15名ぐらいいます。その皆さんの生活道路となって毎日使っている腰間線です。住民の安全と生活を守るためにも、まず草刈りを年に二、三回行うことを、草が生い茂っているために道路と間違えて危うく崖っぷちに落ちそうになったという声も聞こえます。ですから、二、三回の草刈りが必要という要望ですけれども、とにかく道路の補修と危険な場所のガードレールの設置もぜひ行うことを要望します。

生活道路の件は、先ほど課長からもおっしゃっていたんですけども、ずっと前々から各字から訴えられていると聞いています。1カ所1カ所早目の解決を強く要望し、質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大山美佐子議員の質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に人材育成基金について。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 質問していききたいと思います。

大宜味村人材育成基金条例の制定から13年経過され、大宜味村の将来を担う子供たちのために寄与されたことは大変喜ばしいことです。しかし、一部不適切な支出があり、大変残念に今でも思っています。交付要綱にのっとって執行するのが公正、公平で本来の支出ではないか。

平成29年3月定例会で、産業、福祉等を追加し、人材育成を幅広い分野で行うために施行されてきました。それに伴い補助金交付要綱も一部改正されていますが、上述も含め、下記についてお伺いしたいと思います。

1点目に、交付要綱第2条第1号、児童生徒及び青少年の国際交流及び2カ月以内の留学に関すること。同じく4号、スポーツ、文化活動で全国大会及び国際大会の派遣に関することにおいては、障害児（者）も該当するのか。7号、その他事業の設置目的に沿う事業で、特に村長が認めたものについては具体的にどういうことなのか。これはその中に障害児、障害者は大体一般的にこの項目全部に当てはまると思いますが、その辺を御理解お願いしたいと思います。

2番目に、交付要綱第3条の第3号、国及び他の地方公共団体又は任意団体等から助成金と同様の助成を受けていないもの。もしくは団体であること。この号は前要綱にはなかったが、なぜ追加したのか。

3番目に、平成29年以降、これは人材育成基金に関する助成交付要綱の改正に伴い、産業部門、福祉等も追加されておりますが、その実績等はあるのかお伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

障害児も該当するのにかにつきましては、要綱の第3条の各号の1に該当するかで判断しております。第7号の具体的にかにつきましては、要綱第2条の各号には該当しないが、要綱の目的に沿った事業であるか判断しております。

要綱第3条第3号をなぜ追加したのかにかにつきましては、事業に要する経費の支弁を目的としていることから、助成金の受給額を受けているものにかにつきましては対象外としております。なお、助成金を差し

引いてなお負担額がある場合につきましては交付をしております。

平成29年度実績につきましては17件で157万7,634円、平成30年度につきましては6件で114万7,868円となっております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいま村長の答弁では、障害児、障害者の件も出ていたんですが、これは私もこの人材育成基金については、もう何度も質問をしてきたんですが、この障害児、障害者に対する意識が私を初め、大変薄かったんじゃないかというふうに思っております。これは振り返ってみますと、平成23年10月23日、全国身障者スポーツ大会に大宜味村で初めて出場したということで、大宜味村の広報にもきちんと大きく載っております、これは平成23年でありまして、この辺から人材育成基金に関する質問をしてきたんですが、私もこういうところに目が届かなかったところもあると思ひ、その辺のことを踏まえて、また最近も私の身近にもこういうことがあって、これからの将来的にもぜひこういった方たちにも目を向けて、この人材育成に関する助成金を交付してもらいたいと思ひます。

あと2条の7号については、そのときは上記の1号から6号まで当てはまらないということをお願いしたんですが、私が聞きたい本音はこの7号というのは、村当局、村長、副村長、教育長、あとは課長等などがこの研修に使うものではないと思ひます。その辺ははっきり次の答弁でお願いしたいと思ひます、認識をです。

そして平成29年度からの実績については、いろいろありましたが、やっぱりこの事業の資金の活用は大変喜ばしいことで、大変子供たちも活躍している実績だと思ひます。しかし、これの中に新しく含めた産業部分とか、福祉等、そういったものも含んでいるのか、その辺の答弁をお願いしたいと思ひます。

あと金額について、今、平成30年度末で、原資2億円は別として1,035万円の残高があるわけです。これは平成27年度末には722万8,000円、約200万円弱の超過として、今1,000万円余りあるわけです。実際にこの基金の、人材育成基金をつくった目的は、子供たちのために寄与するということであるわけですから、この第3条の3号、これはあくまでも、これ前回まではなかったわけですから、なぜこういうふうに入れてしまったのか。これは大変、一つだけ疑問に思ひます。できるだけこれは削除して、これは子供たちのためにつくった基金であるから、例えば前にも言ったんですが、教育委員会の児童等の派遣に関する補助金は、これは一括交付金でやっていますので、これはもちろんほかのものから出ればこれは該当しないということはわかります。だからこの人材育成基金というのは、お互い村のお金で、子供たちのために使うということで基金をつくってやりますということだから。例えばこれを削除するか、もう4号に照らし合わせて、その他村長が特に必要と認めるものというのを適用して、これは例えば県外派遣があっても、この基金から、激励金というか、そのぐらいはぜひ出してほしい。この基金は貯めてなんぼじゃなくて、使ってなんぼというこの基金のお金ですから、ぜひその辺はこの目的に沿ってやってほしいと思ひます。

あと、これは本当に人材育成基金ということで、今3月定例会で質問があつて、大変ショッキングなことが起こったので、私再度質問をしたんですが、その辺についてお伺いしたいと思ひます。…すみません、今まで言ったことに対しての答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

まず最初に、平成23年10月23日の件でございますが、こちらのほうは議員御質問の中で、要綱の一部

改正というのがございましたが、平成29年度に全部の改正を行いまして、前要綱につきましては廃止ということで、新たな設置要綱を設けて運用しております。ですので、そのときの経緯につきましては現総務課のほうでは把握しておりません。しかしながら、今の要綱に沿って障害者スポーツ大会に関しても申請があった場合には、3条のほうでの対象者に該当すると思われしますので、支給の対象となるものだと考えております。また村長、副村長、教育長、課長には該当しないと思うがにつきましては、やはりこの要綱上、3条のほうで対象者というのがちゃんとうたわれておりますので、要綱設置のときに設置いたしました審査会の中で判断していくものだと思いますが、通常は課長等であれば職員の旅費規程に基づいて県外旅費なり、旅費のほうでの予算の要求を行っていくものだと考えております。

また3番目の1,035万円、2億円余りの金額につきましては、人材育成基金条例の中には2億円の果実で運用するというところがございますので、今現在、2億円プラス1,000万円余りのものを、年間定期の運用をしておりますので、その運用の果実の範囲内で執行していくべきだと考えております。

3条3号の追加に関しましては、ちょっと経緯のほうを含めて副村長のほうからお願いしたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 先ほど総務課長のほうから答弁があったとおり、この事業は果実で運用されているということをおまづ御理解いただきたいと思っております。第5条のほうにも、やはり審査を得て予算の範囲内で決定していくというのがあります。これが基本となっております。そのためにこれまでも審査の中でもそのあたりを中心に予算の範囲内だということをおまづ念頭において審査をしております。その他の村長が認める事業の目的に沿ったものの決定として、これまで青年会の西会津町への派遣、ちょっと人数は覚えていないんですが、そこら辺への派遣がありました。そして基本的には全国大会、県外大会への支援を目的としてはいるんですが、県内大会でバスケットボールの選抜大会で大宜味中学校の生徒が国頭選抜に選ばれて八重山での大会がありました。そのときも個人での参加ということもあって、そこへも助成を行ってきております。

そういうことを含めて3条の3号、国及び助成金、そのあたりをもらっていない団体というのは、さっき議員がおっしゃったとおり教育委員会のほうで一括交付金の事業を行っております。そこでも助成をもらっていない、その他のところから助成をもらっていないということがあります。そこで重複しては困るということもありまして、あるいはこっちはまた自主財源です。向こうは補助金です。それをうまく活用するためにもそこでもらった団体、個人については、この事業では助成しないということをおまづ念頭に置いて制定されていると思っております。議員がおっしゃるとおり、奨励金みたいな派遣費ではない、そのたりも含めてどうかということもあつたんですが、やはり予算の範囲内で多くの青少年に活用してもらいたいということもありまして、そういう形となっております。御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 大変、今の説明で理解したんですけども、もう一度言います。例えば3条の3号、これは規程は規程でよろしいんですが、やっぱりこの3条の4号、2条の7号、こういったもので本当にもう頑張っているだから、激励のためにも幾らかわかりませんが、このぐらいは出してもいいんじゃないかと私は思うんですけども、これも含めて教育委員会の児童生徒への県外派遣の、あれはもちろん補助金でやっているものだから、あの方たちにもこういったものをぜひ出してもらいた

もう一つ、最後のほうの9条の6号が平成26年2月20日での改正とございましたが、そこは例規で見ると、確かに平成20年2月に要綱を制定して、平成26年2月に改正を行っておりますが、9条の6号自体は、多分20年の当初の制定のときからあったのではないかと思います。しかしながら、別表のほうの、6号の追加を平成26年2月に行ったのではないかと履歴からは見られます。要綱の条項上はありまして、表の追加が26年2月であったのではないかと思います。

しかしながら、最初にも申し上げましたが、私どもこの所管を受け持ったのは平成29年度からですので、そこから辺の質問に関してお答えしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 大変申しわけないんですけども、やはり他人に対する、いわば私生活じゃないですが、そういうふうな個人の攻撃的な発言というのは、これは控えてもらいたい。これは議長の権限としては、法の第129条の規定によって、その発言等の取り消しもさせないといけないと思っております。だからそこら辺を注意してやっていただきたい。

大城佐一議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しますが、簡潔をお願いいたします。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） どうもありがとうございます。ちょっと時間が切羽詰まっているんですが、大変ありがとうございます。

今、総務課長からあったんですが、これは平成26年の9月1日ですから、平成26年の6月議会で、当時の教育長と課長はこの告示行為がされていなくて、時期も経過しており、条例もなく業務手続はまずいと反省していると、これは自分ら認めているわけですね、課長もね。そこからありますので、ぜひ議長、お願いがあります。これは議会で●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●、その辺を検討して謝罪とこの文言の訂正をお願いして終わりたいと思います。

（「議長、休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 以上で人材育成基金についての質問を終わります。

次に生活道路の安全確保について。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 生活道路の安全確保について。

塩屋区において、近隣の土地を購入した方が集落道のセンター付近まで自分の土地だと言って椅子・ブロック等を置き、大変不便を被っています。その付近の年寄りの方もよく利用する道路であり、夜などは明かりも少なく危険な状態です。生活道路はその地域の住民らが自宅から主要道路に出るまでに使う道であるが、その多くは幅員が狭くなっている。その道路は、日中や夜間に歩行者や自転車などの通行もあり、これに絡む接触・衝突といった事故も起こる可能性があり、早急な対策が望まれる。写真も添付していますので、このような文言もありますので、よろしく願いしたいと思います。

以前に建設環境課に相談へ行きましたが、その後はどうなっているのかお伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

現場の集落道路につきましては、平成15年、16年度、時期ははっきりしませんが、水源基金事業で整備をした道であります。その当時、塩屋区からの要請等により舗装を行っている事業です。当時においては、現況をそのまま舗装しており、今回のようなトラブルを想定していませんでした。建設環境課において相談を受けたものの、現段階での解決には至っていないのが現状です。村も区長との話し合いの

中、解決法を模索しているところです。全面解決には地権者の協力が必要なため時間がかかる問題だと思っております。塩屋区全体の地積のずれによって問題が発生しているのではないかと思っております。塩屋区、地権者と村の三者での話し合いを提案していく考えでありますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今、答弁がありましたとおり、この道路は平成15年から17年ですか、その間に、ちょうど私そのとき区長でありましたのでよく覚えております。水源基金での集落道の排水道路の整備を行っております。その中で、整備をする中でそれは何カ所か、2カ所ぐらいは個人有地というところで全くできないところが2カ所あったわけです。そこは排水も道路もできているわけだから、何かしらの、村としてできる道路であったわけです。そこにおいて、この道路は村としては管理上どういうふうに捉えているのか。例えばこれは集落道だから里道とか何かいろいろあるんですが、管理上どういうふうに捉えているのか。その辺は公図上どうなっているのか、その辺をお聞きしたいんですが1点お願いします。

あと写真も添付したんですが、もう大変な言葉ですよ。「パイプをまげたおばさんに賞金千円、取りにこい！」「塩屋のヌスル死にたいか」こんな看板まで立てているんですよ、この方はね。それを見て村としてはどう思うのか。この辺は暗くなると、起きている時間は隣の明かりがちらっとあるんですが、夜中になると、電気が消えると全く見えない、真っ暗。その辺の対応について、今後取り組みをするのか。その方と会ってどういうふうな話になっているのか、お願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 大城議員の御質問にお答えします。

公図上、実際に地権者が申し出ているような、図面上においてはそれが地積の確定図面になっております。そのために側溝の上とか境界境がそういうふうな形になっております。実際に議員、区長時代の話もよくわかるかと思えますけれども、所有権移転されたのが平成28年に現所有者に所有権移転がされておまして、その平成15、16、17年、その間の地権者は3名ぐらい前の地権者で、その当時は多分、多分というか、この辺確認はしていない部分があるんですが、その地権者とは同意がなされていたのかなというのが我々の分析というか、建設環境課の考えです。その当時は確認をし、現況のまま各集落の道についてはみんなが使う道だと。地権者もオーケーをもらい舗装をしたというのが現状だと考えているところです。

管理におきましては、確かに里道、集落道あたりが建設環境課のほうで管理を行っておりますが、細かいところまで、全てをこちらのほうで管理しているかということ、なかなかできない部分があります。現状現状、確認をしながら各字の区長と調整を図りながら今やっているところです。今回のこの現状においても区のほうからお話もありました。我々も中に入っているいろいろ話をするんですが、なかなか解決がつかない。そんな中、いろいろ段々エスカレートしていったような状況でございます。当人も役場のほうに、当初は訪ねてきておりました。その中でどうしていくかということをやっている間に今の現状になっておりますので、先ほど村長からも答弁したように、まず役場も入りながら三者でどういふ解決方法があるのか。我々も今、悩んでいるところです。地権者側、さらにはその今の問題が起こっている土地の裏側の地権者、隣接地主もいることでありますので、そこら辺も確認をしながら、申しわけないんですが、かなり時間がかかる案件だと考えています。地権者がどうしても同意しないとい

うことであれば、なかなか解決策が生まれない。我々も努力をしてどうにか早目に解決するようにいろんな知恵を出しながら考えていきますので御理解いただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） もう話も、私も聞いて大変なことだと思うんですが、この道は本当に、これは航空写真を見ると、本当にこの土地はこの道まだ入っているんですが、その辺をああいうふうにしてやっている以上は、大変、私ども地元の人として憤慨しています。こんなにばかにされているのかなと思っており、ぜひその解決に向けて努力してもらいたいと思います。

特に反対側も、このバス停からすぐこっちに二、三段の階段があって、すぐ前にまたブロックを積んでいるわけです。今写真は、これの反対側を写真で出しているんですが、この反対側もバス停からおりて、すぐ目の前にブロックを積まれて大変危険な状態である。そして今、課長から里道と聞こえたんですが、里道という認識を持っているという話ですが、この里道というのもやっぱり法定外公共物ということで、この公図上には、この道は赤線であるんですか。赤線で書かれているんですか、公図にちゃんと。この道の幅は。法定外公共物というのは赤線地帯ということで、構図に赤線で記すということがあるんですけども、公図にちゃんと赤線でこの道の幅が書かれているのか。その辺を確認お願いしたいと思います。

そして大宜味村の地域安全条例にも、この条例の1条にも大宜味村民の防犯及び交通安全に対する意識の高揚と自主的な地域安全活動の推進を図り、もって安全にするように地域社会の実現に寄与することを目的とするということで、こういった大宜味村の地域安全条例もあるわけですから、その辺も鑑みて安全対策を講じるようお願いしたいと思います。

最後に、ぜひともこの辺のお願いをお願いします。今あるブロックとか椅子、こういった危ないものは取っ払って、ピンどめでしかこの地域、区域のあれはできないか。その辺の交渉をしてもらいたいと思います。大変危ないですので、ピンで境界の標示ができないか、地主ともその辺の相談をお願いしたいと思いますが、最後に一言あればお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） お答えします。

まず土地の境界というのは、やはり地権者と地権者が一緒になって対策を練るのが当然だろうと思っております。その中の一部、里道ということで村がかかわっております。そういう意味でこの問題については積極的に解決に向けてやっていきたいと思っております。

個人的にですが、やはり沖縄の戦後処理の負の財産として、今のような境界のずれが村内でもあちこちにあるのは承知しております。そういう意味で、村だけではこれは対策できないというのもわかっております。塩屋にもほぼ全筆ずれがあります。村内の山の中でもずれがあったり、そういうのは復帰前の測量と、現在の測量のそういうもので復帰後の負の財産として残されたものだろうと考えております。そういう意味で議会とも一緒になってその点について、一緒に解決に向けてできればと思っております。やはり地権者のひとりとして、村も積極的にかかわっていききたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

◇ 宮城良治議員

○ 議長（平良嗣男） 次に環境教育について。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 環境教育についてお聞きします。

27年間続けてきた喜如嘉小学校の野鳥観察、そして旧塩屋小学校のチョウ観察は国内外の研究者からも評価されるほどレベルの高い調査・観察を行っていました。また科学作品展では環境大臣賞を初め、数々の賞を受賞し、自分たちが調査・観察したことを自信を持って発表している姿に、地域の方々や子供たちのことを、本当に誇らしく思っていたと思います。

現在、小学校統合から4年目を迎えましたが、以前より野鳥観察やチョウ観察の活動が縮小しているように感じます。

今後、世界自然遺産登録に向けてこれまで評価されてきた大宜味村の環境教育はますます注目されてくるかと思いますが、本当にこのままの現状でいいのか、今後の展開を伺います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） お答えします。

議員が述べられたとおり、野鳥観察やチョウの観察では、数々の賞を受賞して、その中から高い評価をされていることは本当に教育委員会としても誇らしく思うところであります。

議員質問の活動が縮小しているとのことですが、今現在、小学校では自然観察クラブの中で活動しています。それは今は15名で、年間で約15時間が組まれております。そういうことで今のところ、これ以上の授業を組むことは、今年度に限っては厳しいと思っています。

また学校統合以前に行っていた環境教育の授業の形態が変わっているという状況にあります。

教育委員会といたしましては、「大宜味村の教育」の中の教育方針にもあるように、本村の置かれた自然環境の中から育まれてきた大宜味村の村民像を描いて、郷土に自信と誇りの持てる、心身共に健全な村民の育成に努めてまいります。今まで築き上げてきた環境教育につきましても、今後とも継続して積極的に考えてまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 私もまた以前のように、高いレベルで調査・観察できるような活動環境を整えることができないかということを考えたときに、ユネスコスクールというのがありました。世界で約1万1,000校、日本で約1,100校が加盟しており、ちなみに県内では北谷中学校や金武町の中川小学校が加盟しております。加盟校はユネスコの活動を通して各国の学校と交流や情報交換の機会を持って、国際会議や共同プロジェクトにも参加することができます。こうしたネットワークを活用した活動は、グローバル人材の育成にもつながりますので、教育委員会としてぜひ検討してみてもはどうでしょうか。伺います。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） 先ほど議員から提案といたしましょうか、ユネスコ関係のことについても、今後、情報をいろいろ収集しまして、この辺は積極的に取り組んでいきたいと思っています。特に大宜味については、4つのキーワードというのがありますから、その辺を含めて絡ませながら大宜味村のこれまでの自然環境、歴史文化、そういう産業、子どもまで、その教育現場の中でそういう大宜味の特徴を含めたところまで総合的にそういう展開をしていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 企画観光課などが多分つくったと思うんですけども、大宜味村地域連携保全

活動計画の中にもあったんですけれども、身近な自然に触れ合う機会を増やし、生物多様性に恵まれた地域の重要性に気づき、地域を誇りに思う心を育てる取り組みをぜひ行っていただいて、やんばる国立公園の入り口にある大宜味小学校ですから、地域の特色を生かした環境教育には地域の人材も最大限に活用しながら、今後も力を入れていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で宮城良治議員の質問を終わります。

◇ 宮 城 貢 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に教育委員会所管事業について。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） まず、教育委員会所管事業について。3点あります。

①児童・生徒の引きこもり支援について伺います。その定義と村内の現状は。またどのような取り組みをしていますか。

②教育費負担の軽減について伺います。6月定例会で就学支援・奨励をする給付型奨学金の制度について、検討しますとの返事をいただいています。現在の状況はいかがですか。他市町村の動きは把握されていますか。

③前回までの定例会で質問した田港、屋古アサギについて伺います。本年度は、調査予算がついて執行中だと思います。現在の進捗状況、地元との調整はどのようになっていますか、伺います。お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） お答えします。

まず1点目の児童生徒の引きこもりの定義及び村内の現状について説明を申し上げます。厚生労働省の引きこもりの定義はさまざまな要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続ける状態のこととされております。現在、村内では引きこもりの事案はございません。教育委員会としましては、児童生徒が引きこもりになることなく、健康で明るい学校生活を送れるよう、教職員を初め、地域支援員、あるいはまた村の支援員、教育相談員、スクールカウンセラー、養護教諭等、連携を密にして対応を行っているところであります。

2点目の給付型奨学金についてお答えします。去る6月定例会で議員から質問のあった給付型の奨励金ですが、現段階での進捗としましては、まだ具体的に実施できるような検討はされていないのが現状であります。なお、給付型を改正するためには、また新たな財源の確保が必要だと考えておりますので、そのあたりも考慮しながら検討していきたいと思っております。

また、他市町村の動きは把握されているかとのことですが、北部の市町村を調査したところ、伊是名村に給付型の制度があります。名護市は次年度の制度へ向け検討中とのことでした。今実施している伊是名村においては、給付を受けられるのは1人のみとなっているとのことです。

それから3点目の田港、屋古アサギの進捗状況と、地元との調整はどのようになっているかとの質問ですが、令和2年度の事業に向けて、11月に提出する予定の第2次事業計画の調整を行っている段階であります。今年度は水源地域環境保全事業の助成金を活用して、アサギの記録調査の計画をしており、3月には調査を完了する予定であります。また、地元との調整の件ですが、区長を初め、中心に協力を仰いで順調に進んでいるところであります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 3点ありがとうございます。

確認して、まず3点目のウングミの件ですが、今現在、調査関係で執行中だということですが、次年度、事業計画の中で次年度に計画ということになると思いますが、来年度のウングミは9月の初めにあります。このウングミまで間に合うのかどうか。そのお答えをお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長兼子ども子育て支援室長。

○ 教育課長兼子ども子育て支援室長（宮城 豊） お答えします。

大変申しわけないんですけども、次年度、令和2年度にアサギのところの完成を予定しているんですが、9月までに完成ということに関しては、ちょっと担当と合議ができていなくて、その後にやるのか、その以前で着手してやるのか、その辺はそのウングミに支障がない形で工事の調整を行っていきたいと思います。またその都度、決まりましたら、また塩屋湾のウングミの関係者には通知をして、いろんな意見を拝聴して、支障のないような形で工事を進めさせていただければと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 事業を執行する前に設計があると思います。本年度で設計の予定はあるのかどうか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長兼子ども子育て支援室長。

○ 教育課長兼子ども子育て支援室長（宮城 豊） お答えします。

先ほど教育長が議員の質問に答えていた今年度のことに関しては、全く事業が別で文化庁の事業ではなくて、今ある既存のアサギの保全の調査、記録調査をするのが目的で、それが3月で完了ですよということです。アサギの図面とか計画を今年度やっているかという、これはやっておりません。来年度の令和2年度に文化庁の事業としてあわせて、設計を含めてアサギの建築プラス備品も今計画していて、太鼓であるとか、かご、カミンチュが乗るかごのものも含めて、今文化庁と調整をさせていただいているところです。

○ 議長（平良嗣男） 宮城 貢議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） ありがとうございます。

ぜひとも、何というか、9月に間に合うような形で新年度というのは4月からですが、工事内容も、そこまで大きい構造物ではありませんので、ぜひとも間に合うような形で執行をお願いいたします。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で教育委員会所管事業についての質問を終わります。

次に『やんばるの森ビジターセンター整備事業』について。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 大宜味中学校跡地で現在建設されている『やんばるの森ビジターセンター整備事業』について伺います。

①現在、工事の進捗状況はどのようになっていますか、オープンの前はいつですか。

②指定管理者であるファーマーズ・フォレスト株式会社との指定期間と年度ごとの指定管理料はどのようになっていますか。

③村としての収入はどのようになり、いかなるメリットを受けますか。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) お答えいたします。

1つ目の工事の進捗とオープンの予定につきましては、工事の完了検査を10月末を予定し進んでいるところです。

オープンの時期につきましては、当初計画では11月11日を目指し取り組んできましたが、特産品販売施設等に導入される経理や品物等の管理に係るシステム機器の納品が10月から消費税の増税に関連して12月での納品を余儀なくされており、システムの納品から運用までに従業員等への教育する期間も必要であるとのことから、プレオープンとして12月21日を予定しております。セレモニーを含めたグランドオープンの実施については、関係機関と調整中でございます。指定管理者及び観光協会の事務所設置については、施設完了後、随時行っていく予定です。

2つ目の指定期間につきましては、やんばるの森ビジターセンター設置及び管理に関する条例第21条に基づき、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を限度として大宜味村長が定める期間となっており、平成31年4月1日から令和6年3月31日までとなっております。

また、期間の更新について大宜味村長が認め、議会の議決を得られた場合は指定管理期間を更新することができることとなっております。

指定管理料につきましては、今年度は541万4,000円、2年目以降については902万5,000円を上限としております。

3つ目の村としての収入及びメリットでございますが、指定管理者として事業を行うことから、施設からの収入は発生いたしません。事業者からの村税としての収入が見込まれます。メリットとしましては、村民の雇用促進と事業展開による経済波及効果を期待しているところであります。

○ 議長(平良嗣男) 7番 宮城 貢議員。

○ 7番(宮城 貢) 村長ありがとうございます。

11月11日のオープンだということで取り組んでいったと思いますが、その日にはもうできないということで延びますけれども、ぜひとも対外的にアピールできるような形のセレモニーをお願いいたします。

あとファーマーズ・フォレストの指定管理は5年だということで、すみません、去年の12月の議事録の中にもありました。この件はちょっと見落とした形で今回そのように質問しましたけれども、あと指定管理料のほうは、初年度のほうが541万4,000円、2年目以降は902万5,000円ということになりますが、これはまず5年間を指定管理料ということで、その期間の間ということでよろしいでしょうか。もう一つ、今回の指定管理料、原資としてどの省庁の予算を使われて随時、村の何というのか、基金というのか、村のほうの内金というのか、ほうから来ている予算なのか、省庁関係の予算なのか伺います。

○ 議長(平良嗣男) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(福地 亮) 質問にお答えいたします。

指定管理料の件につきましては、財源といたしましては、一般財源と過疎地域特別促進の過疎債のほうを充当する予定となっております。以上です。

○ 議長(平良嗣男) 7番 宮城 貢議員。

○ 7番(宮城 貢) 村長に伺いたいと思います。

今回、ビジターセンターということで事業が始まっております。根路銘のほうに活性化センターがあります。活性化センターと、今回のビジターセンターとの中で、村として両方成り立つような形で事業

を進めていきたいということを前の議会のほうでの返事もいただいておりますが、活性化センターのほうの取り扱い方というか、そこに発生する費用は村のほうで見られるということによろしいでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今、やんばるの森ビジターセンターとのかかわりでそういう質問だと思いますけれども、今、11月11日には今の道の駅を移転という形に11日にしたいという思いをしているところがありますけれども、そういう形で国交省のほうと調整をして進めていきたいということで、今手続を進めているところであります。

それで今の活性化センターについては、今入居している皆さんがやはり継続したいという声もあります。そういうこともあるので、今後、大いに村民が活用したいということであれば、これを活用していただくような方法を、活性化センター運営委員会のほうでもそういう協議をしながら進めていけたらと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 宮城 貢議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 実は、活性化センターの地理的な位置というのが、根路銘海岸、景色のすごい、素晴らしいところに立地されております。前回の定例会でも大城議員から話されています根路銘海岸の活用についてですね、ぜひともこの活性化センターとタイアップするような拠点として、そういう感じで一緒にできるような形はないかということで検討してもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で『やんばるの森ビジターセンター整備事業』についての質問を終わります。

次に役場新庁舎建設場所について。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 役場新庁舎建設場所について。

役場新庁舎建設場所について伺います。役場新庁舎建設検討委員会が5回開かれ、村民に対して2回のアンケートが実施され、検討委員会より村長に答申されました。

①現在、A（現庁舎付近）、B（結の浜埋立地）エリアが予定されています。村当局は選定されていますか。村民、議会に対しての説明会の予定はどうなりますか。お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

新庁舎建設検討委員会において、計5回の委員会を開催し、令和元年7月31日に2つのエリアを決定し、答申をいただきました。現在、重点施策内部検討委員会において検討するよう指示をしております。

新庁舎建設基本構想を策定次第、説明会を行う予定でございます。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 村長、たしか今回の新庁舎に関しましては、2023年ですか、年度に事業を行わないとできないということを聞いておりますが、その前に場所も決めて、設計して、それから実施となると思うんですが、2023年からするとスケジュール的にいつまで場所の選定をやったほうが、やるということで進めるスケジュールなのかお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 御質問にお答えいたします。

宮城議員も検討会に参加しておりますので、議員のほうから代表で出ていただきまして大変ありがとうございます。この5回の話の内容につきましては十分把握されているところだと思います。財源的に有利である事業に向けてスケジュールを組んで、場所の選定等を含めて事業を進めております。村長から答弁がありましたように、今現在は重点施策の検討委員会の中で話し合いをされているところでもありますし、また前回、議員の皆さんにはお集まりいただき、方針等の説明会も行っておりますので、そこら辺の手順を踏まえて期限に間に合うように進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で宮城 貢議員の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前 11時42分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◇ 吉 浜 覚 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に豊かな自然が生み出す活力ある村づくりについて。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 豊かな自然が生み出す活力ある村づくりについて質問いたします。

村第5次総合計画の将来像によると、人口減少や過疎化は自治体の存立に関わる重大な課題であり、将来の長寿を支える次世代の人口の維持を図る必要がある。また、現代的な生活を求め人口の転出傾向がある実態に対し、必要最低限の生活利便性の水準は確保しつつ、物質的豊かさではない“心豊かに暮らせる村”を目指すべきである。その拠り所となるのは、都市にはない自然資源と、先人たちがこの地で創り上げてきた歴史文化である。そして、この歴史文化を受け継ぎ発展させていく将来の世代を育てることも重要である。施策の基本目標で豊かな自然が生み出す活力ある村づくりとして本村の特性や資源を活かした産業振興をし、活力のある村づくりを目指す。また、歴史の中で培った文化と伝統を継承し、新たな文化と人材を育む村づくりを目指すことも挙げているが、次のことを伺う。

1、喜如嘉小学校跡地利用のこれまでの経過と今後の発展をどうするのか。

2、シークワサー経営農家の経営基盤を強化し、生産力の増進、製品開発と販路拡大を図り、地域経済の発展をどのようにするか。

3、今日まで農産物及び特産品の宣伝販売の事業拠点として活性化センターで展開してきたが、新たにやんばるの森ビジターセンターが供用開始することにより農産物及び特産品の生産と供給のより充実した対応が求められている。ビジターセンターを拠点として村における観光産業の発信を行い、自然・人・モノによる地域の活性化を促進するとしているが、どのような具体的な対策があるか示してほしい。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1つ目の旧喜如嘉小学校跡地利用の件でございますが、これまで活用事業の契約相手でありました事業者から、7月31日付で契約解除の申し出あり、契約を解除となっております。

今後の展開につきましては、新たな活用事業者の公募に向けて調整を図ってまいります。

2つ目のシークワサーに関連する質問でございますが、販路を拡大していくことが生産者側や新たな製品開発などに波及されるものと期待して、ピーアール行動において、シークワサーを中心に活動しているところです。

3つ目のビジターセンターを拠点とした観光産業の具体的な策についてでございますが、本施設につきましては、国道58号からやんばる国立公園の玄関口に位置していることから、多くの方の来訪の窓口となり、またそのエリアの出口としてもなり得るものです。そこに村の農産物など、特産品が集約されますし、観光情報などの発信拠点となるものです。

現在、指定管理者及び村観光協会においてエコツーリズムに関する事業など検討が進められている状況であります。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1番について、7月31日で解除の申し出があつて解約していると。それから将来は公募していきたいという説明がありました。まず、その点から話していきたいと思えます。

この学校跡地利用については、住民説明会とかいろいろありました。旧喜如嘉校区の中でもいろいろありましたけれども、まずは基本的には学校跡地は体育館とグラウンドについては災害時の避難所と、それからコミュニティーの役目があるんだというような状況で、一応とりまとめられたんですけども、ところが公募するときには、学校は災害時の避難所とコミュニティーの場所があるというような状況の中から出発しました。そして審査会においてもこの契約した会社は資金計画が甘いということで、この審査会からはお墨付きがもらえなかったということを知っております。ところが村の内部ではそれを決定して、やったということもありましたけれども、なかなか若い経営者が資金もなく、制度資金もなかなかいいものが活用できずに展開したのが原因だったんじゃないかと。そういうふうに中間でも、農家でもない、この事業者が6次産業化に期待したいとかと役場は言っておりましたけれども、その辺の慎重さが、丁寧に判断すべき事がなぜできなかったのかと。私はこの選考委員の中に公庫の職員もいて、名桜大学の経営学の先生もいた中で資金計画が甘いんだという話が聞こえてきましたけれども、実質的にスタートできなかったのはその点だと思っております。その点の、もう一度解釈、見解をお聞きしたい。それを踏まえて、地域ではぐくむとかいろいろあるんですが、地域の方々が、工芸の方々も、また特産品をつくっている方々もいて、そこをエントリーしました。ところがそういう判断が下されて、国頭のある店のあとを利用して、そこで展開しているような非常に地域で活性化しようというものと裏腹の展開になったんじゃないかと思っておりますので、今後、公募をするときにはこの反省を踏まえてやるべきだと思いますけれども、どういうふうに公募をしていくかお話ししていただきたいと思えます。

2番目に、シークワサーを中心とした製品開発と販売拡大という話をしておりましたけれども、私はこれまで何回か話をしておりますが、なかなか進展しないのは地域の生産者の問題です。確かに村長が言われた販路拡大とか製品開発については、次々シークワサーに対する製品開発は、やっぱりこのシークワサーが持つ健康機能にいいということで、各業者、全国の業者がそれを活用しているのはまだまだ開発の余地があると私は見ております。ところが地域の農家あたりの一元集荷とかいろいろあるんですけども、私が今回出したシークワサー経営農家の経営基盤を強化し、生産力の増進製品の開発、販路拡大を図り、地域の発展をどのようにするのかというのは、シークワサー振興協議会の中の目的を私は引用しております。そしてこの組織に私もちょっと見落としていたなと反省しております。

本協議会は、第2条の目的に賛同するシークワサー振興に関連する機関と生産者、大宜味村内の各種団体と明記されております。生産者は全部不定多数に生産者というふうに、前の村長の時代はそういうふうに解釈されておりました。そして及び会長が特に必要と認めたものをもって組織すると。だから前の話では、役員でどうのこうのと話をしていたけれども、実質的には、生産者、以前やったようにみんな呼びかけるのが当たり前だと思うんですけども、ことしについても、この農業委員会のたよりに見ると、県北部農業改良所の普及課の職員が、今年度の生産量は昨年度の予想を下回る2,900点程度と予想していると。県も予想していて、村も農家と、やっぱりその辺を周知しなければならないだろうと。口酸っぱく言っていたけど、規約には役員で今やっているんだという言い方をしているけれども、この組織解釈について、前やっていたように自動的に村内の各種団体も生産者も入っているんだというふうに私は再度認識しますが、その見解を求めることと。それからこの事業の内容については、集出荷の一元化と大宜味ブランドの確立に関すること。その辺もあるものですから、やっぱりみんな農家が生産者ももちろんですけども、この状況を共有するために、今回の総会でどういうふうに声かけをしたのかお聞きしたいと思います。

それから3番目に、午前中の議員の話もありました。現在ある活性化センターも地域の農家の人たちのものがあまり反映されていなくて、ほかの市町村から入れて、産物も次々出している状況と。それからレストランあたりもスタッフやお客さんの目減りした部分、なかなか経営安定に結びつかないと。それでスタッフが足りないからとということ定休日を定めてやっていると。だから本来の目的は常時開けて運営していくという状況の中で、先ほどビジターセンターが発信としてやっていくというのがなかなか見えてこないんですが、それで村内のほかの業種もスタッフ不足だという状況の中で、そこが、ビジターセンターが機能することによって既存のレストランや工芸している人たちがどのように潤うのか、その辺を示していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 吉浜議員の質問にお答えします。

まず1つ目の喜如嘉小学校の事業者の選考の経緯と今後のことについてですが、やはり選考に当たっては選定委員会というものを持ちましたので、その選定委員会の結果において、またその選定されている内容に基づいて尊重しながら、村長のほうで決定したという経緯になっておりますので、御理解をいただきたいと思います。また今後、やはり今回契約解除ということにもなりましたので、その内容とこれまでのいろんな状況を踏まえながら、検討して再度見直すべきところは見直しますし、そういったことを含めて、今後公募をかけて新たな事業者、活用事業者を公募していきたいと思っていますところです。

2つ目については、産業振興課のほうから答えていただきたいと思いますが、3つ目のやんばるの森ビジターセンターと活性化センターも含めてですけども、活性化センターにおいては午前中、村長のほうからも答弁がありました、今の現状の活用方法で活用している方々と、また新たな方々がいればそういう形で、同じような使用方法であったり、今ほかの方法を、根路銘海岸の件もあわせて活用できないかということは調整しているところです。ただ、この農産物とか特産品については、なかなか地元のもの導入されていかないと。これはやんばるの森ビジターセンターの指定管理者であるファーマーズ・フォレストも同じようなことを言われていまして、なかなか募集をしても、やはり何か慎重になっているんでしょうね、申し込んでくれないという状況があるようです。ただ、それでも私たちの業務仕様書の中においても村の特産品とかを活用してもらおうということを第一に置いていますが、それができ

ない場合は会社の経営にかかわっていきますので、そこはできる限りということをお願いしながら、まずはその経営がうまくいくような体制で、ほかの市町村のものも、名護、国頭にも話は持って行ってとなっておりますが、そういったところから始めて、経営の安定をしながら、村民がまたそこに目を向けていってもらえるような仕組みで頑張っていたきたいということで調整を図っているところです。

あと、その中で、また経営基盤とかそういったものにつながるものがあるんですが、カフェレストラン、今の活性化センターでもそうですが、村の特産品をまず取り扱ってもらおうということで、農産物も含めてカフェレストランと、前の販売店、販売ブースがありますので、そこでは村の、例えばシークワサーであったり、今、大宜味村では野菜も魚も、マンゴーとかいろんなものがあります。それをうまく活用して、多く活用してもらって運営をしてもらうということの話も進めておりますので、期待をしていただきたいと思っております。こちらは以上です。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 吉浜議員の御質問にお答えいたします。

大宜味村シークワサー産地振興協議会の会員についてですが、総会の資料のほうに会員名簿がありまして、ちょっと抜粋して読み上げるんですけども、商工会とか観光関係、製品開発代表者、老人会、婦人会、青年会、各区の区長会、それと生産代表者というのがありまして、各住区ごとに1名から3名ほど選んでおります。去年、大宜味住区の方がいらっしやらなかったのので、大宜味住区のプロダクション農家を、知り合いの方を紹介してもらいまして1人入れております。今回、総会の中で話がありまして、会員から各住区の農家代表を各何名かとして明記する提案を、運営委員会をかけた総会の議決事項か審議事項として入れるべきじゃないかという意見がありました。規約の変更等を今後検討する予定になっております。また総会後に生産者の集まる場所を設けるようなことも提案がありましたので、今後、検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 我が村は、内外に誇っている人材をもって資源となす。育むことが素晴らしいと言われていたんですが、育むの、最近では育みが足りないんじゃないかと思っています。育てていくべき人たちが公募して…、すみません、1番の件です。公募して解除になった。また落ちた人たちはよそへ行ってしまったんですけども、本当に一つ一つ育てていけば産業になる、結びつくんじゃないかと思っています。それで今、行政でも観光部門を強化していろいろやっているんですけども、去る喜如嘉の代議員会で区外の方は七滝に進入禁止だと看板がつい最近まで立てられていたけれども、そこで立ち往生するからということだったんですけども。あと車が脱輪したりとかという話があって、そうしたら道路を直せばいいんじゃないかということで、直す条件ですら解除された。そして七滝は遊泳禁止の看板が立っています。これはそのまま続行すると。私たちが小さいころからずっと泳いでいたんですけども、地元の人も遊泳禁止だと。理由は2つほどありまして、外国人が裸で、どれぐらいの裸かわからないけれども、裸で泳いでいたと。それからター滝みたいになると困るからということで。子供たちが体験でこの七滝の湖底で泳いでいく、そういうふうな遊びまでも制限したんです。それでやっぱりその辺はマニュアルづくり、観光でやっていくという人たちも、生計立てていくという人たちもいますので、その辺のマニュアルづくりは各区も一緒になってやらないと。ただ、よそから来たたら嫌だということもあるかもしれないけれども、やっぱり産業が変わっていくんだと、これからの大宜味村はこういうふうに変っていくんだというような、そういう地域に根ざしたような考え方を浸透させていく必

要があるんじゃないかと思っております。

また午前中で環境教育の件もあって、実は喜如嘉で野鳥観察が行われているときに農家の人たちから非常に敬遠された時期がありました。私たちは被写体じゃないと。なぜ見られなければならないかというようにやっていたけれども、その中でこの指導者が頑張って、これだけの子供たちに教えて、育った人たちは人生の糧として、またいろいろほかのところでも紹介できるような力をつけています。それが地域資源だと私は思っています。そういう意味でも、工芸も、農業も、みんな一つです。一緒になってやっていくことを、きちんとつくっていくことが大切じゃないか。便利だから、利便性があるから、1カ所に任せばいいんだということじゃなくて、工芸の人たちもこのシークワサーを特産品としてやろうとして開発している人たちも、またカラギの問題も今出てきておりますので、ほかの可能性のあるものをどんどんつくり上げるようにぜひサポートしていただきたいと思います。もう解除になった方々については、シークワサーのシードルをどれだけ私も楽しみにしていたか。特にそういう問題、一旦この施設の賃貸については解除かもしれませんが、彼らが開発したシードルについては、我が村が連携してできるような仕組みづくりもあわせてお願いしていききたいと思います。

それから2番目の件は、先ほど会員名簿にあったんですけども、各種団体の名簿はあるんですけども、その人たちが全て会員だということじゃなくて、農家の人は全て会員だという認識を再度確認したいと思います。ぜひこの件を、ただ名簿に、この役員みたいな形でやっている人たちはもちろん、それで先ほど規約にあったんですけども、農家と生産者ということでちゃんと位置づけられていますので、各種団体と同じように、筆頭に関連する機関と生産者、そして最後に村内の各種団体となって。あとは及び会長が特に認められるということですので、この場所で生産者は会員だということで再度認識の確認をとってもらいたいと思いますので、意思表示をお願いします。それから意思表示をした上で、農家も含めて今の問題をみんなで解決していくと。ことは前年度の台風の件と病害虫の影響で生産物が大分下がっていると。それで普通ならば、9月から加工用の出荷が始まるんですけども8月から始まっています。それから村外の業者が前年度以上に加工をしようという動きもあります。この辺はシークワサー協議会の中で農家も一緒になって、こういう問題を、隔年結果の問題とかいろいろ考えなければならないと思うんですが、それが置き去りにされておりますので、その辺の方向性も答弁を求めます。

あと3番目に、このビジターセンターは農家に募集してもなかなかできていないと。活性化センターでもできなかったわけだから物1つつくったからといって簡単にできるわけでもないです。それで地道にこれは努力して行って、信頼を得て、農家が参加できるような仕組みづくりをきっちりやってほしい。それから先ほど言われた工芸の人たちもいるので、前には工芸の窯めぐりとか、ガイド、ツーリズムをやる人たちに窯場を紹介してガイドもできるように。そしてまた村内の飲食店、こういう料理があるからと。もちろんビジターセンターには拠点になったらそこにみんな集約すればいいんじゃないかと、そこから拡散するような形の、見えるような、そして展開できるようなプログラムをぜひ立てていただきたいと思います。その辺も答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 吉浜議員の質問にお答えします。

すみません、1つ目のほうは質問という形ではなかったと思うんですが、まず七滝の件が出て、エコツーリズムにつながる話だと思うので、全体的な話をちょっとさせてもらいたいと思いますが、七滝の

件に関しては遊泳禁止とか入らないようにというのは、多分喜如嘉区のほうでいろいろ話し合われていることじゃないかと思います。我々もその状況は把握していましたので、今、ター滝の状況とかそういったものを情報提供しながら、指導も含めて、今後こういうふうなことがいよいよか話をしながら進めてきました。ただ遊泳禁止とかは喜如嘉区のほうで考えられたのではないかと思いますので、御確認いただいて、今後の活用とか運営方法、管理方法についてはぜひ喜如嘉区のほうで検討なさっていただきたいと思います。

また、そういう観点からエコツーリズムの観点として、やはり持続的な観光地というのが大事ですので、そこにたくさんの方が入ってきてしまうというのは何か起こるかもしれないというところがあります。今、地元の方々、そこに住んでいる方々からは、以前テレビ報道とか写真家がそこで写真を撮って雑誌に載ったために、夜もひっきりなしに車が来たという現状があったということを知っていますので、そういったことをしっかり理解して、ツーリズムをするなら仕組みづくりをぜひ地域のほうで、私たちも一緒になって取り組んでいきたいと思っていますので、話をさせていただきたいと思います。よろしく願います。

ちょっと話は逸れましたが、3番目のビジターセンターの今後の方向性というか、メリッ的な、効果的なものになるかと思いますが、今、ファーマーズ・フォレストのほうではしっかりそういったところを、いろいろ課題等もあるようですが、配慮してもらいながら今頑張っているところです。また人材確保についても、今まで村外のほうで、村出身者が村外のほうで頑張っていた方が、今回何名ですか、数名こちらのほうに雇用もされていますし、あとそういった方々が地域のことも実際つながりがあったり、知っている方もいますので、地域の人材の活用とか食材とか、陶芸のほうも含めてですけども、活用しようということで計画を頑張っているところです。また観光協会のほうでもビジターセンターの情報発信施設、ドームシアターというところがあるんですが、その情報コンテンツの中でも工芸であったり、そのコンテンツ、情報の体験コーナーであったり、それをどういうふうにプログラムしていくかということが映像の中で盛り込まれていくように検討していますので、それがオープンとあわせて発信できるような状況で、それをもとに各観光地、大宜味村内だけではないんですけれども、3村の観光地エリアですね、そういったところへ波及されるような形、それと食べる、飲食店なども含めて紹介できるような仕組みを今検討中でございます。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後 2時03分）

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

（午後 2時05分）

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 議員の質問にお答えいたします。

会員の件ですが、規約の変更等がありますので、今後総会のほうで検討していきたいと思っています。それと集約の一元化と大宜味村ブランドの確立に関しても今後の課題としてやっていきたいと思っています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 吉浜 覚議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書き

の規定によって特に発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 今、答弁がありましたけれども、規約を改正するという話がありましたが、生産者というふうな位置づけをされているので、不定多数になるかもしれませんが、会員の名簿はそろえるかそろえないかは会費の徴収とか、実際予算上は会費とあるんですけれども、徴収しておりません。もとのとおり、生産者が自由に入ってきて、会と一緒にいくということだけでもいいと思います。あえて規約改正をして参加させていくという考えなのか。その辺をもうちょっと明確にお願いします。

それから先ほど私が喜如嘉の七滝の遊泳禁止とかいろいろ地域の観点でやってほしいという話がありましたけれども、村が、また社会が大宜味の地域資源の魅力を見て、またネットでどこどこが景勝地であるとかいろいろやっています。そういうことでどんどん入ってきます。来るなど入ってきます。だから地域だけに任すのではなくて、今言った弊害について、私たち地域のものも入れなくなっている状況にあるものですから、それは地域だけではなくて、村も全体で解決していくんだという姿勢を持ってほしいと思います。

それとあと、このビジターセンターの運営についてはなかなか厳しいものがあるかもしれませんが、村内の農業のエキスパートみたいな方も入っていますので、これから農地はたくさんあります。そして売れる栽培まで展開していくということも考えなければ、何をつくってください、それが売れるからということで、どんどん農業とほかの工芸のところと連携を密にして展開していただきたいと思います。要望です。よろしくをお願いします。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

○ 村長(宮城功光) 今、議員が何か会則を変えるということをこっちが言ったような感じで言っているんですけれども、会則を変えるということではないんです。会則を変えることについては検討しますということでの返事だったと思います。あなたからの今の答えでは会則を変えるというふうな発言があったものだから、ああ、規約のですね。こうではありません。検討していきますということで、今後検討して進めていきますということであって、変えるという明言はしておりませんから、その辺御理解していただきたいと思います。

(「議長、休憩…」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午後 2時09分)

○ 議長(平良嗣男) 再開します。

(午後 2時13分)

○ 議長(平良嗣男) 以上で豊かな自然が生み出す活力ある村づくりについての質問を終わります。次に北部基幹病院や村立診療所の運営について。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 北部基幹病院や村立診療所の運営について質問いたします。

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめぐり、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を実現する。また、地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が地域の特性に応じて作り上げていくことが必要と推進している。村はどのように推進するか

次のとおり伺う。

1、条例で村立診療所は、村民の健康保持に必要な診療を行うための目的で設置されている。しかし、村立診療所に設置されたご意見箱が撤去されている。また、医師住宅に住んでの医療が期待されていたが、住宅は目的どおり利用されていない。さらに、条例違反である村外から送迎した患者で混雑し待合室で座れない患者もいて、住民から疑問や苦情がある。条例や制度に沿って適正な村立診療所の運営はできないのか。

2、村立診療所は、北部地区医師会病院と委託管理契約を今回契約破棄して、新たに北部地区医師会病院の循環系の医師の派遣を受け入れているのはなぜか。

3番目に、北部基幹病院構想については、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、新たに公立北部医療センターを整備する方向性や設置主体と経営形態はどうするのか。また、北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書（案）の骨子によると、北部に所在する公立診療所は、北部医療センターの附属診療所として位置づけるなどの議論が進められている。北部基幹病院や村立診療所の運営を村はどのように捉え対応するのかお伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

診療所については、条例や制定に従って適正に運営されています。今、議員の質問に条例違反ということが明記されておりますけれども、その辺についてはしっかりと示していただけただけなら村は条例違反をしながらやるということはありません。これはもし、そういう条例違反があるんでしたら改善をしなければいけないというふうに思っております。はっきりと示していただけただけならありがたいと思います。

医師には専門分野があるため、所長が専門外の循環器疾患をフォローするために行っております。

3番目に、現時点での県及び北部12市町村での話し合いにおいては、北部基幹病院については設置主体は県と12市町村、経営形態は指定管理という話が進められています。また村立診療所の運営については、現在の合意書（案）においては、議員御指摘の内容になってはいますが、村としては、現時点で基幹病院の附属病院にする考えはありませんが、今後の状況を見てどちらでも対応できるよう合意書（案）の修正を要望していきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1番目について、村長は条例違反ではないと。そして村立診療所は設置条例で村民の健康保持に必要な診療を行うための目的でしていると。しかし、隣村から送迎車を出して対応している。隣村も村立診療所があります。それは大宜味村のためにつくったのがなぜ隣村から送迎するのか。それとあと、ご意見箱についてですけれども、平成24年3月7日に村立診療所及び歯科診療所のご意見箱実施要領があります。そして同じく保育所には現在もありますけれども、村児童福祉施設における苦情処理に関する要綱に沿ってご意見箱が入り口のほうにあります。村立診療所には設置されていたけれども、それさえもない。前の議会で苦情は聞いたことはないと言うんですけれども、その情報まで遮断する意見箱が撤去されております。そういう意味でもなかなか見えてこない。そして医師住宅は何のために設置したのか。夜間も見られる。今、北部の基幹病院では医者が不足で、もう駆けつけられて大変だと。そして急性期病院に行ったら戻ってきた場合は、かかりつけの医者がやっていくというシス

テムで、今回の医者が入るに当たってその辺が期待されるということになっていたんですけれども、この医師住宅は何に利用されているんですか。だからそういうこともあって、さらにきのうの、きのうでしたか、当局の説明会で北部基幹病院の基本枠組みに関する合意書で、村立診療所の問題については北部全体では今、北部医療センターの、県立北部診療所及び12市町村に設置した診療所は、全て北部医療センターの附属診療所と位置づけるものとする。これはやっぱり北部全体の医療体系が連携して行う必要があるということで進められていると思うんですけれども、大宜味村としてはそれにそぐわないということで外すと。そうして今、実際単年度契約してこうやっていたものを医師会とやって、この時期に医師会から外して、今の形態で契約しています。さらに先ほど言ったことが住民の目から逃れてやりたい放題というような雰囲気であって、住民が今、迷惑かかっているというような状況で。そうしたらきのうの説明では外していくというような話があります。この件については、きのうの説明では契約を恐らく5年でやっていると思いますが、この北部基幹病院のものが令和4年、5年をめどに開始していきたいということですので、ちょうど5年の契約がなるころなんですよ。いかにして連携してやらなければならない時期に、大宜味村は今の医者を契約しているからそれを修正すると。さらにですね、村議会に前にMESHの事務局から多目的への契約案が出てきているんです。中南部にはドクターヘリの対応ができていますが、北部にはないと。MESHのヘリを利用していただけでも、経営が厳しくなっておりません。そして多目的の計画案で、大宜味診療所の隣のスペースを確保して村立診療所を活用して展開していく。その話が私たち議員に説明があったんですけれども、名護あたり、ほかの市町村に聞いたらこんな話は聞いたことがない。だから大宜味村の医療というのは、村立診療所というのは北部の医療の問題を今みんな抱えてやろうとしているんですけれども、うちだけは違うんだというふうなやり方をされて、村民はいかにしていいところもあるけれども、困っております。その前の医者は20名いればいいんだという発想で薬局が持たない。この薬剤師は、村は何を考えているんだという形で展開してきておりましたけれども。村の考え方をきちんと示さないと、今医者と契約しているから大宜味村は別だという考えで、5年やっていたらちょうどカイコウする時期になるわけだから。そのときにあわせて北部全体の仕組みづくりをきちんと、歯車が合うようにやってほしいと思います。ヘリの問題も出てくると思います。それでこちらでは関係ない、条例違反をしていないとか村長は言っているんですけれども、その問題についてもうちょっと慎重になって、今週中で県にこの新旧対照表というのか、枠組みに対しての意見書を出しているんですけれども、考えていただきたいと思います。1番目についてはそれです。

そして次、2番目については、派遣されたという、専門性があるというだけけれども、なぜ医師会から派遣しているだけけれども、医師会と破棄してからまた医師会から派遣してもらおうかと。そのまま医師会と契約していればよかつたんじゃないかと思うけど、再度この件をただしていきたいと思いますので答弁をお願いします。

3番目の北部基幹病院基本構想について、二度ばかり当局から説明がありましたけれども、きのうももらったものを見させてもらいました。それで私はこの県立北部病院を新しくつくり変えるときに、関係者から少し情報を得ておりました。そのときに県は、北部地域の医療構想の問題で2つ急性期病院が必要だと。ところが現場の人たちは県立病院を今のような中途半端じゃなくて、拡大して、今の場所から4車線のあるところに移すべきだと。地域的にしがらみがあり、現況と医師会病院は県の地域医療構想の中に2つが必要だということで中途半端なことをやっております。この件について、何も問いただき

れてはおりません。その意味でも、その件から出発してなぜそういうふうになったか。そして私たちが接していた人たちから聞いているのは、将来問題を起こすよと、案の定そうなっております。1つでよかったんだということを。古い時代にはそういうことでやっていたんだけど、縮小して、2カ所に分散した経緯があります。それとあと…。

○ 議長（平良嗣男） 吉浜 覚議員、もっと簡潔にできませんか。

○ 8番（吉浜 覚） わかりました。

県立病院は、人件費が高いから赤字になっているという話があります。それで過去に平成21年から23年の間に県は経営再建を目指すということで大分改善してきております。それで地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならないということで再建しているんです。そしてまた、この不賛成の問題については、当然、一般財源から出るだろうと、持ち出しがあると。総務省の繰出基準に基づいて算定された一般会計から病院事業への繰出金は地方交付税、基本財政需要に算入されることによって、県、市町村を問わず財源が保障されているというふうな活用をして、それだけ再建してきたわけですから、今、提出されているものが私は改善すると思っております。原点に戻って再度検討していただくようお願いします。その辺も答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） さっきも私言いましたように、条例違反というのはどこにあるのかということをはっきりと指導してほしいんですけれども。ご意見箱を置くというの、あれは条例にあるんですか。（「要綱」と呼ぶ者あり）

○ 村長（宮城功光） 要綱よね。条例と言ったら、我々行政が条例違反するというのはちょっと大きな問題ですよ、これ。あなたがこういう質問をしていることが議会報告に出てくるわけですよ。あなたはしっかりとそれを明記しようとするはずなんですけれども。それとあと、医師住宅を使っていないということを言っていますけれども、医師住宅に金城先生は住所登録も済んでもいるんです。これは前のことですか、前の医師会と契約していたことは、前の医師との契約は医師会と結んでいて、そういう医師会にお願いして何とか村民からそういう話があるので、ぜひ医師のお願いをしたいということ言ったら、医師会はちょっと厳しい、自分たちで医師を探して何とかしてくれという話もあったものですから、私はそういう国頭のほうで閉院する病院があるという話があって、そこをお願いして、平成29年の12月に仮契約をして4月からの開院として、従業員も職員も15名、患者も大分ふえました。それが国頭村から来ているから、あるいは東村から来ているから条例違反とかそういうことにつながるのかどうか、その辺が非常に疑問に思っております。そういうことは全く、私は病院の、診療所の運営は金城先生に委託をしているわけですから、それは金城先生の運営の方法としてやっぱり今やっていることで、決して条例には違反していないし、また私どもの契約にも違反をしていないと私は確信しているところであります。

それから北部基幹病院についても、これは今現在、我々大宜味村が、大宜味村の行政がどうのこうの言うような状況ではなくて、きのうでしたか、説明しましたように、今12市町村の意見を聞くためにこの案が提示されているわけです。これからしっかりと村としての方針をこの協議会に諮っていくということでのことであって、村がどうのこうの言えるような今の状況ではないということは理解していただきたいと思っております。きのうも示したように、やっぱり今、金城先生も医師会の会員でもあります。

そういうことで5年後には医師会が全部各12市町村の診療所を附属病院とするということであれば、それは先生がそういうときに会員でもありますから、その辺は医師会を通しての契約も十分できるかと、私はそういう確信で今進めていきたいと思っているわけです。先生にも一応、この辺については確認いたしております。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） 吉浜議員の質問にお答えいたします。補足で説明させていただきたいと思います。

吉浜議員のほうから、なぜ国頭村の住民まで見ないといけないかということもあるんですけども、議員も条例をお読みになってお話ししていると思うんですが、基本的にこの村立診療所の設置及び管理に関する条例というのは、基本のベースはどこの市町村も同じような書き方で書かれています。名護市の場合は地域住民の健康保持のためとか、そういった形でほとんど同じような書きぶりで書いてはいると思います。だからといって、大宜味村の住民以外がこちらの診療所で診療できないということはないと私は思っております。医師法のほうでも、医師は患者が受診しに来た場合は、相当な理由がない限り拒否することもできなくなっております。こちらは意見の相違があるのかもしれないですが、私どものほうはそう考えております。

それからご意見箱の話もあるんですが、確かに議員御指摘のとおり平成24年3月にこの要綱は制定されております。しかし、私ちょっと確認したんですが、平成25年度の担当に確認したところ、24年度で要綱は制定されていたんですが、診療所との調整がされていなかったということもあって、25年度の担当が話をしに行ったときに、これは必要かという話もあったりして、設置自体に至っていないと私のほうのところでは聞いております。

医師住宅の件に関しましても、村長からありましたように、今現在、金城先生が奥様と一緒に、今の住宅のほうに住んでいると私のほうでは確認しております。確かに、去年、来て早々のときは診療所内のスペースが足りないということもあって経理室だとか、あと接客室のような形で使っていた部分もあるんですが、今現在としては住居としてもちゃんと金城先生もお住まいになられていると聞いております。

あと循環器系の先生の派遣の話ですけども、こちらのほうも先ほど村長からもありましたように、金城先生の専門外の循環器系のものに関しては月1回医師会のほうから派遣してもらっております。これは村から契約をしているのではなくて、金城先生のほうから医師会に依頼されて、この派遣を行ってもらっています。これも患者がわざわざ名護に行き診療を受けることのないよう、金城先生の配慮で、住民サービスの観点からさせていただいているものであります。

それから多目的へりに関しては、申しわけございません、私どものほうも先日吉浜議員からお話を聞くまでこの話を聞いていなかったというところもありまして、どういう経緯でこうなっているというのは把握していないところです。

それから基幹病院の件に関しましても、きのうの全員協議会でも御説明したところではあるんですが、今全ての村立診療所、12市町村の診療所が基幹病院の附属病院になるというような協定書というんですか、基本合意書（案）の形にはなっているんですけども、先ほど吉浜議員がおっしゃったとおり、ちょうどこの5年後のタイミングというのが大体金城先生の契約が一旦満了となるタイミングでもありますので、そちらの時点でどちらがいいのか選択できるような形にしたいというだけでありまして、必

ず基幹病院には絶対入らないという話でもなくて、こちらとしてはどちらでも対応できるような形をとることができればということで、県のほうにまた要望していきたいということでもあります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 先ほど村長が1番目の条例違反、条例違反は私が言っているのは設置条例違反、この意見箱については要綱、条例や制度に沿って適正な診療所運営はできないかと。

それとあと、課長が言われたほかの地域から患者が来るのは医師法で認められています。医者は正当な理由をなくしてこのショウホウの依頼があれば受けなければならない。私が言っている条例は、大宜味村のために設置している診療所で、ほかの市町村から送迎することが私は条例違反だと。それでこの施設のね、そうしたらこの施設の設計、どういうふうにやられたかと。どれぐらいの規模で。それとあと駐車場もね、とめられないような状況になっています。この中でも行って2時間待たされて診察は5分かというような問題も出ています。そして意見箱については、県立病院とかあらゆるところ、ホテルさえもみんな今ある時代で、それを取っ払ったという、とんでもない話。もうこの認識がね、いろいろあったら意見を出してくださいというのがごく一般の流れですよ。それを否定していくということ自体が大宜味村の今のやり方。そして、今、基幹病院の意見書についてどちらでもとられるようなやり方、これは委託している人に全てやるんじゃないくて、村の考え方。そしてさっき循環器系の先生というのは医者が考えるんじゃない、経営、この設置管理者がどういうふうにやっていくかと。その辺をやっぱりきっちりやらなければ、ほかのところは医者来たり、だから全てね、こういうような状況だったらこの医療体制、大宜味村もそうですけれども、北部全体、また連携したことのやるような中で、その中に、枠に入って調整したほうがずっといいんじゃないかと。確かに単独でよりいいものができるんだったらいいんだけど、今のような状態ではおかしいんじゃないかなと思っています。それで先ほど、この循環器系の先生だけじゃなくて、皮膚科の先生とかいろいろローテーション組めるような形で、そのお互いが附属診療所になるというふうな、連携してやるような状況の中で、ほかのかかりつけの医者でできる専門員の医者を派遣できるような枠組みを、本当に取り残されないように。どちらでもいいような形じゃなくて、こっちもしっかりと北部の全体と一緒にやっていくという姿勢が必要だと私は思います。その辺、医者に全て任せて云々ということは、私は問題があると思います。そしてMESHの話もあつたんですけれども、その全体構想がスムーズに行くように、大宜味村だけかけるんじゃないくて、12市町村というけれども、恩納村、金武町、宜野座村は中部圏に入っています。2次構想です。だからそういうこともあって、たまたま今回の場合は意見を出すという形になっているんですけれども、私はこれからがスタートだと思っておりますので、より風通しがいいように、情報を得ながら、やっぱり問題の解決をして参加していくという姿勢を持っていただきたいと思います。その辺をもう一度、全て1番、2番、全体的に返答をいただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 全体的にこれから検討していきます。

○ 議長（平良嗣男） 以上で北部基幹病院や村立診療所の運営についての質問を終わります。

次に村新庁舎建設について。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村新庁舎建設について質問いたします。

村は、1972年に建築された役場庁舎は、新耐震制導入前に建築され47年が経過している。鉄筋コンクリート造の建物は、法定耐用年数が50年で庁舎の老朽化等で庁舎の建て替えの必要性を唱えている。

本村は庁舎建設基金の積み立てもなく、東日本大震災、熊本地震の経験から防災意識が全国的に高まっている。庁舎の建て替えを緊急に実施できるよう「市町村役場機能緊急保全事業」が創設されているが、2020年度までに実施計画に着手した事業については、21年度以降も地方財政措置を講じるとされているその時期に村民の負担が軽減されるよう事業を実施してもらいたい。

文部科学省は、東日本大震災後に子供たちや地域住民の命を守るために津波の浸水が予想されている地域では、敷地の確保ができる場合は津波が到着しない安全な高台等に学校施設を建設する等の対策を講じる。また、今後の学校施設整備については、教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えていくという発想の展開が必要とあると示している。また、宮城県三陸町の防災対策庁舎から防災無線で町民に避難を呼びかけ続け、津波の犠牲になった町職員の事例もある。しかし、18年度に開校した村立小中学校の場所は、「村地域防災計画」では津波危険想定区域にも指定され、学校付近は地盤沈下も含め、浸水や液状化の認識もあったのに震災の教訓が活かされていない事例である。

新庁舎建設について、これまでの諸計画との正誤性、基本理念や基本方針をどのように反映するか。また、決定前に住民との意見交換会が必要だと思うが、実施しないのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 長々とありがとうございます。議員の質問にお答えします。

新庁舎建設に当たりましては、8月21日に行いました議員皆様への説明会で申しあげましたように、教育歴史文化の輝く健康長寿村の拠点となる施設を目指し、5つの基本理念、基本方針のとおりでございます。

新庁舎建設基本構想策定し次第、説明会を行う予定でございますので御理解をいただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村長が説明された説明会については決定してから行くと。やっぱりいろいろあるので決まる前にやっていただきたい点があります。

それと後、基本構想をいただいたんですけども、概要版もいただいております。まず、基本構想の75ページですね、これはいろいろありますので、私はAエリアが現実的かと思っているんですけども、この3番、事業化に向けての課題、そしてA役場周辺、背後地斜面は土砂災害警戒区域に指定されていることから、土砂災害防止など、安全対策が必要になりますと。そして背後地に敷地を広げる場合は民有地部分に関わる場合、用地取得がかかります。そしてまた、測量調査、土質調査に基づく造成工、土砂防止対策において費用がかかりますと。そしてもちろん大宜味小学校、結の浜などありますけれども、絞り込んでから質問していきたいと思っております。

そうしたら、この事業が実施されたと、この概要版にもあるように、東日本大震災、熊本地震の経験から防災意識が高まっています。庁舎の建て替えを緊急に実施できるよう、市町村、役場機能緊急保全事業は創設されています。これは私とっても大切なことだろうと思ってこれを中心にしておりますけれども、そうしたらこの構想の中ではちょっとわかりづらいんですけども、現在の防災計画と前回の防災計画、図面を見る部分が鮮明に見えていないので両方持ってきておりますけれども、そのエリアの、Aエリアには津波危険想定区域があります。そして急傾斜崩落危険箇所、そして土石流危険箇所があります。そういう意味でも、やっぱり設置する場合はその危険区域をなくして設置すべきじゃないかと私

は思っております。過去にこの地域、シャーロット台風のときに大兼久も崩れております。地形、私が目視した分だけでは裏山のほう、若干造成して、そこを嵩上げてやっていくと。そうしたら仮建設の話もありましたけれども、今の庁舎を使って上につくって、それから旧庁舎、その裏側にはクバ群落、今、河川沿いに遊歩道もできて、探索できるようにやっております。その辺を旧大宜味小学校跡、この社会体育施設とかいろいろその辺の核も必要じゃないかと私は思っております。その辺を一体化した核を模索すべきだと。そのまま現時点では急傾斜崩落箇所になっております。その辺もこの事業の趣旨を踏まえ、崩落しないような対策を講じながら裏山のほうに造成してやっていただきたいと思います。その辺の考えを聞かせていただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 覚議員、私がさっき答弁しましたことを聞いていなかったのか。調査建設基本構想を策定し次第、説明会を行うということで、今策定をしている段階です。それでこの間も議員の意見を聞こうということで、やはりこの庁舎を移転する場合にはどうしても議会の3分の2以上が同意しなければ移転ができないものですから、その辺について合意をするためにはどのほうがいいのかということ、やっぱり行政側としてはそういう皆さんのお考えを聞く必要があるかということでこの間は説明しているわけです。そういう面ではできるだけ合意形成ができるような状態に持ってきて、しっかりとこの場所の制定、今、外部検討委員会でも検討しておりますから、そこで多分どの場所というふうに上がってくると思います。それを私のほうで皆さんにも説明し、また村民にも説明してぜひ合意形成ができるようにしていきたいというのが私の思いでありますので、この辺、御理解していただきたいと思います。とにかく今、議員がおっしゃった件については津波の問題とか、法面崩壊の問題とか、そういうことについては十分議論もされておりますし、その辺については今内部検討委員会でもしっかりと調整をしながら、どこが合意形成できるかということは今検討しているところでありますので、その辺が決定し次第、説明をしたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 先ほど村長が指摘されました住民への説明会は決定してからじゃなくて、ある程度、段階的に合意形成していく上での説明会ということで大変失礼いたしました。ぜひ、実施していただきたいと思います。

それからこの概要や構想にあったように、この事業の趣旨、目的に沿って、私たちが、住民が安心してそこに避難して、そこで働いている職員も安心して仕事ができる場所ということで認識していただきたいと思います。ぜひともそういう方向性でできることを望んで、要望して、これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○ 議長（平良嗣男） 以上で吉浜 覚議員の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後 2時58分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時06分）

◇ 安里重和議員

○ 議長（平良嗣男） 次に村管理道路の安全対策について。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 皆様本当にお疲れさまです。それでは、私のほうより一般質問をさせていただきたいと思います。

村管理道路の安全対策について。

村内各地域に生活する村民は、村道・農道を生活道路として使用しています。村管理道路の安全対策について、次の点についてお伺いいたします。

1つ、除草作業は、村道全ての路線で草刈り作業を実施しているのか。実施している各路線の頻度は年間どの程度か。

2つ目、職員などによる道路の点検結果、不具合があった場合、その後の対策はどうしているのか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1番目の作業実施については、村道全ての路線が対象となります。

また、村道の頻度につきましては、主要道路、とりわけ集落に近い村道については、できるだけ回数をふやし管理をしております。

一方、農道の草刈り作業については、主に基幹農道を年1回行っており、基幹農道で多くの村民が生活道路として使用する大保から江洲に抜ける江洲1号線については年2回以上行っております。

2番目の道路の異常があった場合、規模によりますが、直ちに応急措置等の対応を行います。

大規模な修繕においては、予算等の調整を図り対応しているところでございます。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 大変大雑把な答弁をありがとうございます。

実は、7月の前半ぐらいですか、江洲のほうは、私と担当係長と一緒に現場をチェックしまして作業してもらいました。本当にありがとうございます。

それでちょっと具体的にやっていきたいと思うんですけども、写真を持ってきましたので、写真をちょっと…。村道饒波石山線の写真ですけども、ここの道路幅員が実際担当課長は知っていると思いますけれども、皆さん御存じでしょうか。これは道路幅員7メートルです。7メートルありますが、区画線、サイドライン、センターライン、全て消えています。下のほう軽トラックを入れていますけれども、なぜ軽トラックを入れたかという、この軽トラックの大きさが、サイズの幅が1メートル45センチです。ほとんど、全て草が覆い茂ってすれ違える状況ではありません。その状況はどう思うか。

また、これは石山線から農道ですけども、苗圃線、この線は今全て草が刈られています。距離は測ったことはないんですけども、300メートル近くあるんじゃないかと思っています。これは全て農家がやっています、年間を通して。それをどう思うか。この作業は、饒波石山線のこの同じ道の両方、農家の方が枝打ち等も全部やっています。危険箇所だけをとりあえず農家の方たちはやっています。これはほとんど年間を通してその方々がやっています。

3つ目ですが、これは腰間線、先ほど大山議員からも質問があったと思いますが、今度新たに事業採択ということで、多くは申しませんが、やはり道路が約20センチほど沈下して滑っています。大体道の半分近く滑っています。これが大分あります。両サイドにあります、1カ所だけじゃなくて。こういう

ものを事業採択するまでそのまま放置しておくのか。それではものすごくまずいんじゃないかと思っています。その中には、先ほど大山議員も言いましたけれどもガードレールもありません、防護柵。防護柵が4カ所ほどありません。その下はもう絶壁です。またプラスアルファ、カーブミラーもところどころない状況があります。そういう点もこれからどうやっていくのか。

あともう一つ、これは腰間線のガードレールが設置されていない1カ所の箇所ですけれども、これが田嘉里線ですが、昨年の悪天候で滑った箇所です。滑った箇所が約1年余り、実質カラーコーンだけ置いて放置されている状況です。これは見てもわかるとおり、カーブです、カーブ。カーブになっていません。草も覆い茂って、車は軽トラック1台通るのがやっとです。そういうところをどのようにこれから対処していくのか、ひとつお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 安里議員御指摘の村道、これにつきましては現況、かなり自分たちでは把握しているつもりではあります。まず、草刈りについてでございますが、かなり路線も、路線延長も長いことから、なかなか年間二、三回、4回という話には、ちょっと草刈り除草の、なんといいですか、量的にかなり厳しいと。今現在、作業員5名で行っておりますが、ユンボ、バックホー等を使いながらとりあえず管理状況、完了しております。大体饒波石山線あたりだと1月ぐらにかかるといっていい状況で、なかなか思うような成果が上がっていないと。草刈りについても担当と作業班、話し合いをしながらできるだけみんなが使う道路からやっていっております。今回も今ごろですか、そろそろ饒波石山線のほうに入っていこうかということで、きょうあたりから饒波石山線は除草作業に入っているところでございます。

あと腰間線についても、以前からかなり道路が傷んでいるということは承知で、毎回雨が降るたびに確認しに行っているところでございます。先ほど大山議員からも質問がありましたように、どうにか今事業採択に向けてやってはいるんですが、その間、ほかの事業でできないかと。なかなか予算がかかることで、大きな予算が必要になってきます。パンチ工事みたいなちょっとした予算では直せないような路線ではないかと思っているところです。

あと田嘉里線につきましても、今のところ指示して、とりあえず除草作業はやっていこうかと考えているところです。昨年崩れたところ、そこについてもどうにかガードレールの設置ができないか。ただ、幅員が狭いことから、なかなか対策としては土中用のガードレールを設置すればいいのかなとは思っているところですが、それをやるとまたさらに幅員が狭くなる。そこら辺もちょっと考えながら対策をとっていききたいと。田嘉里線においても雨降りとか、そういうところに関しては我々のほうですぐ緊急パトロールで回って確認をしているところです。とにかくまずは、応急的にできるものに関してはやっていきます。金がかかるものに関しては財政と話をしながら、あとは補助事業でどうにかできないか。そこら辺を考えているところですのでよろしくお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 安里議員の御質問にお答えします。

農道は、基本受益者が管理となっております。高齢化も進んでいる受益者だけで難しい場合は、相談があれば現場確認をして検討したいと思います。また、パトロールなどで気がついたときにはできることから対応させていただいています。今回、饒波石山線の入り口の苗圃線のほうですが、農家の皆様のおかげで管理がされているということで大変ありがたく思っております。苗圃線のほうが約1,370メー

トルありまして、腰間線側のほうが今、確認したところ走行が厳しいような状況という形できょうから草刈り作業に入らせていただいています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今、産業振興課長より話がありましたけれども、受益者が管理する。じゃあ、受益者というのはどの範囲を管理すればいいのか。1キロ先に畑があって、この間、誰もいないとすると。この1キロ間はどなたが管理するんですか。この受益者が管理するんですか。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） やっぱり1人で1キロというのは難しいと思いますので、先ほどもお伝えしたんですけれども、相談していただいて、現場を確認しながらこちらまできるところからやっていきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） さっきの受益者が管理すべきというのは、やはり事業の中で農道を整備するときに、一定の耕地面積、そのあたりも含めてカウントされております。そういう意味で受益者というのは必然的にこの事業の中ではカウントされているというのが採択時点ではあるんですが、やはり数年もたてばこの受益者の状況も変わってきます。さっき高齢者の皆さんが管理するのも厳しいというのがあります。そういう意味で、この受益者1人でというのは本当はあってはいけないものだと思っているんですが、現状としてそういうものもあるということ認識しながら、今後相談しながら、基本受益者がやるべきだよというのも含めて、相談しながらやっていきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 安里重和議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） どうもありがとうございます。ちょっと先ほど聞くのを忘れたものですから、田嘉里ですね、村道、浜のほうからと河川沿い、大國建材手前の橋のほうから入っていきますけれども、その両サイドの道路が陥没しています。その陥没している場所、ちょうど真ん中近く、センター近くにあります。ここに自転車、万が一、夜転んだ場合、大きな事故になります。そういう場所の補修を至急やってほしいと思います。また担当課、建設環境課と産業振興課と両方、現場を確認するとき、職員たちがヒヤリハットということはなかったですか。このヒヤリハットがあった場合は、そこは危険場所ですから、要注意してほしいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で村管理道路の安全対策についての質問を終わります。

次に学校跡地活用事業及び企業支援賃貸工場について。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 学校跡地活用事業及び企業支援賃貸工場について。次の2点についてお伺いいたします。

1つ、旧喜如嘉小学校跡地活用事業について。現在のチューイチョーク株式会社の学校跡地事業の進捗状況を伺います。

2つ目、大宜味村企業支援賃貸工場A棟1号室の契約を平成29年3月14日に合意解約して、約2年と6カ月がたちます。弁護士費用もさらに補正し、村民に迷惑と心配をかけている状況ですが、その後の進捗をお伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1つ目の旧喜如嘉小学校活用事業に関する進捗状況でございますが、6月にも一般質問を受け、10月、11月ごろをめどに稼働予定として回答させていただきましたが、その後の調整において、大変残念でございますが、7月31日に願い出があり、契約解除となり、9月2日の区長会の場において報告をさせていただきましたところであります。

2つ目の企業支援賃貸工場A棟1号室につきましては、残置物の処分等について弁護士に事務委任を行い、調整をしておりましたところ、残置物に対し、所有権を放棄したものと、所有権を有しておきながら、今後の公募に応募し、選定結果によりますが、使用の継続又は処分、放棄をすることとし、7月30日に合意書を交わしており、その後、調整の結果、先日9月5日にホームページにて入居希望者の公募の公表を行っております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 1番目の質問ですけれども、旧喜如嘉小学校跡地事業について、当時何社の応募があったのか。その後、応募した業者と、今度の解約で何らかの説明を行うのか。

2つ目の企業支援賃貸工場ですが、私も9月5日にホームページで確認をとりました。先ほどの企画観光課だけの質問をひとつよろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 質問にお答えします。

旧喜如嘉小学校跡地活用事業の当時の応募状況ですね、何社だったかということで、記憶が確かではないんですが、5社だったと思っております。5社から選定をさせていただいて、チューイチョーク株式会社を選定させていただいたものです。今後、直接この当時、あった方々への説明というのは行う予定はありません。また公募をかけて、応募して下さったら選定で選考していくというような形になります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で安里重和議員の質問を終わります。

◇ 大 城 邦 彦 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に根路銘区ビグチ川の改修について。6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 根路銘区ビグチ川の改修について。

根路銘区内の北側にあるビグチ川の全面改修の要請が根路銘区長よりあったと思います。ビグチ川の水路は根路銘川の合流地点から約80メートルはコンクリートの3面張りとなっております。この水路の構造物は古くに土木工事をされたため、コンクリートの底が数カ所割れて、土砂がむき出しになっており、さらに土手の斜面の土砂が流されて穴があいている状態で、住民から斜面の崩落及び水害被害等を懸念する声があり、ビグチ川の全面改修を前向きに検討していただきたいが、村としての見解を伺いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

根路銘区からの要請については承知しております。建設環境課にて現地を確認しており、今後どのような対策が必要か検討してまいりたいと思います。私も現地を踏まえて、応急措置で対応が可能ではな

いかと思っているところであります。

普通河川の補助事業メニューがなく、予算措置に苦慮することから全面改修については現段階で厳しいものと考えます。他の一部改修等で安全面を確保できないか検討してまいります。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） ぜひ、予算も厳しい中で、3面の中の底がかなり傷んできておりますので、今緊急を要するというほど、その状況にはないんじゃないかと私も思うんですが、前向きに予算を確保していただいて、あと水路の出口のほうアカギの根っこでひび割れがあって、ちょうど橋がかかっているんですが、底が壊れて橋が落ちるといったことはないのかという心配もありますので、ぜひ前向きに検討させていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で根路銘区ビグチ川の改修についての質問を終わります。

次に村道・農道等の維持管理について。6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 午前中、先ほども農道、林道、たまたま話が今回重なっておりますが、内容が少し違いますので質問したいと思います。

村道・農道等の維持管理について。

大宜味村の広大な村道、農道などの維持管理における草刈り作業について、現在、2～3のチームで作業を行っているが、現在、雑草が茂り車道、特に結の浜から石山に抜ける大きな道ですね。そこも含めてですが、本当に車道が狭く、見通しも悪くなっているところが多々あり、通っていても交通事故が起こりかねない、車がちょうど中央線に寄らなければ通り抜けられないような現状にあります。

国立公園指定からレンタカーが増えており、さらに世界自然遺産登録となれば、交通量の増加が見込まれ、交通事故防止を図る必要から今の作業班の人数では維持管理の限界と思われそうですが、村の見解を伺います。

1、作業班及び作業員の増員等を図れないか。

2、年間を通じて効率的な作業を行うため、ユンボを年間リース、または購入できないか。

そして草刈り作業の安全マニュアルというのが、実は他市町村ではこういうマニュアルがありますので、村でもその作業員に対するマニュアルがあるのか。その辺をお聞きしたいと思いますが、村長または課長のほうでお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1番目は、主に単費で行っており、予算的に厳しい状況であります。国庫補助など、メニューがあるか確認をし、検討していきます。

2番目は、現在作業員にユンボの資格を保有している人もおり、必要なときにユンボをリースして使用しております。頻繁に使用するものではないので、経済面を考えると、使用するときにはリースしたほうがよいと考えております。現在、作業員の方がベテランで、作業による事故等はありませんが、安全対策は必要不可欠ですので、今後、他の市町村を参考に検討していきます。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 増員については、午前中からあるように、先ほどもありましたが、作業員が5名1チームで、ほとんど村道の上、山のほうをやっている、特に今の夏場の間は2人とか3人とか、も

う熱中症とか体調不良で休まれているのをよく聞きます。草を刈るのもかなりの重労働の中で休憩もとりにながらやっていると思われませんが、今の作業員では、到底我々大宜味村のきょう3名も同じような言葉が出るということは、班員が少ないということで、ぜひとも増を図っていただいて、作業員もかなり中年から高年になっている方が多いですので、作業員の若返りも含めて考えていただきたいと思います。

そしてこのユンボについてですが、草を刈った後の片づけがとても大変なんです。それとちょっと雨が降って山の斜面が崩れたりするときにも、ユンボが役場にあれば非常に便利じゃないかと。我々、元消防にいたために、起こった場合のためにいろんな機材を準備して、あったら対応できるようにしておりますので、昔は大宜味村も大きな道路を維持するためのトレーラーみたいなものもありましたよね。だから役場にも年間を通じてあると、草刈り作業だけではなく、ちょっとした災害や海岸が、海に砂が集まったときにも利用できるんじゃないかなと。その辺をまた検討をお願いしたいと思います。

そしてこの草刈り作業の安全マニュアルというのがあります、これは道路安全衛生の中には示されているんですが、チェーンソーなどもあります。この中で特に聞きたいのは、1日の作業時間が2時間と決められています。それで30分間やると5分から10分は必ず休憩しなさいと。それは熱中症対策や集中力がなくなり事故が起こるということで、そのマニュアルどおりというか、ないと思いますが、その辺の安全対策をされていて、例えば休憩していて、一般で通っている人がしょっちゅう休憩しているんじゃないかと思われるかもしれませんが、これは1日2時間、そして30分の中には5分から10分休憩しなさいということもうたわれているのが安全マニュアルであります。そういうことをちゃんと決めていただいて、一般住民から物を言われても、そういうことをちゃんと説明できるようにしていただきたいと思います。

そしてこの中には、実は病気になる振動障害というのがあるんです。チェーンソーなどでも一日こうしていると、あとは血管が縮小して、閉められて、骨や神経、関節、あらゆる障害が起こるといって、多分御存じだと思いますが、そういうこともありますので、1日2時間以内という制限を設けられています。そういうことでそういうマニュアルをちゃんとつくっていただいて、新人の草刈り作業員が入ってきた場合には教育も受ける。チェーンソーの講習もありますし、草刈り機の講習もありますので、安全講習。そういうものも受けられて。そしてお願いしたいのは、その作業員があしたも頑張ってみようと思うような、そういう手当関係や、さっき言ったように休憩時間もちゃんととっていただいて、1年間頑張ってもらえるような作業員の確保をぜひしていただきたいと思います。今回は長いので、一日が、これだけにしたいと思います。質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 大城邦彦議員ありがとうございます。

建設環境課においては、草刈り作業員の草刈りの講習会等は個人でちゃんと受講させております。チェーンソーにおいても今後やっていこうかと思っているところです。ただ、今、議員提案されていた日当たり2時間となると、かなり厳しい部分が出てくるのかなと思うのと、今後どういうふうな対応が必要なのか、我々もちょっと考えながらやっていきたいと思っているところです。夏場は本当に暑くて、作業員の安全管理、健康面、かなり我々も意識してやってはいるんですが、なかなか…。作業量もやっぱり落ちるんです。それとこの間も1名減になって、募集をかけるんですが、最近なかなか募集に乗ってこないんです。区長会あたり、いろいろ村内放送もやるんですが、なかなか募集、人員がふやせない

というのが今の現状です。それには単価の面もあるのかもしれないですので、そこら辺をまた検討しながら生活道路、管理するために頑張っていきたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大城邦彦議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

本日の午前中の大城佐一議員の人材育成基金についての発言につきましては、後日、会議録を調査して、不穏当発言があった場合には善処いたします。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、大変お疲れさまでした。

これで散会します。

（午後 3時38分）

令和元年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 令和元年9月11日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和元年9月11日 午前10時00分)

散 会 (令和元年9月11日 午前11時20分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光

教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊

教 育 課 長 兼
子 ども 子 育 て 支 援 室 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史

農 業 委 員 会 事 務 局 長 花 田 義 徳

財 務 課 長 真 喜 志 亮

監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 佐 久 川 紀 亮

選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 兼
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 花 田 義 徳

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 宮 城 敦

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 事 仲 村 亮 人

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	同意 第2号	副村長の選任について	質 疑 付 託 省 略
2	議 案 第26号	北部広域市町村圏事務組合格約の変更について	質 疑 委 員 会 付 託
3	議 案 第27号	大宜味村表彰条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
4	議 案 第28号	印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
5	議 案 第29号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
6	議 案 第30号	大宜味村心身障害児童・生徒適正就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
7	議 案 第31号	大宜味村敬老祝金支給条例	質 疑 委 員 会 付 託
8	議 案 第32号	大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例	質 疑 委 員 会 付 託
9	議 案 第33号	財産の取得について（大宜味村幼保連携型総合施設備品購入（バス））	質 疑 委 員 会 付 託
10	議 案 第34号	財産の取得について（やんばるの森ビジターセンター備品購入（厨房機器等））	質 疑 委 員 会 付 託
11	議 案 第35号	平成30年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	質 疑 委 員 会 付 託
12	議 案 第36号	令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	質 疑 委 員 会 付 託
13	議 案 第37号	令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	質 疑 委 員 会 付 託
14	議 案 第38号	令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	質 疑 付 託 省 略
15	議 案 第39号	令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	質 疑 付 託 省 略
16	議 案 第40号	令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	質 疑 付 託 省 略
17	議 案 第41号	幼保連携型総合施設外構工事の請負契約について	提 案 説 明 委 員 会 付 託
18	議 案 第42号	専決事項の指定について	提 案 説 明 付 託 省 略
19	認 定 第1号	平成30年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委 員 会 付 託

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	認定 第 2 号	平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	質 疑 委員会付託
21	認定 第 3 号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について	質 疑 委員会付託
22	認定 第 4 号	平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について	質 疑 委員会付託
23	認定 第 5 号	平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	質 疑 委員会付託
24	認定 第 6 号	平成30年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	質 疑 委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎同意第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 同意第2号 副村長の選任についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番 友寄景善議員。

- 4番（友寄景善） 提案理由についてお伺いします。

提案理由として、地方自治法第162条の規定によりということでの提案理由ですね。ただこれだけでは、どういう事情で副村長の選任の議案を提案したのかがよくわからない。自治法というのは、日本全国どこでも同じような内容だと思います。これは事務上の手続がそうになっていますので、日本全国同じです。大宜味村では、大宜味村ならではの提案理由、選任した理由があるはずですよ。

例えば、平成何年何月何日に任期満了に伴い、誰々氏を再任したいとかですね、あるいはまた村長が解職したことによって不在になっているから選任したいとか、こういう大宜味村の提案理由があるはずですよ。

今、議員はよくわかっていると思うんですが、この議事録というのは10年、20年、50年先の人が見てもわかるように、丁寧に説明すべきだと思いますが、これだけではよくわかりませんので、どういう状況で、どういう事情があって今議会に提案したのかをお尋ねしたいと思います。

- 議長（平良嗣男） 総務課長。

- 総務課長（知念和史） お答えいたします。

議案書の同意2号では、提案理由のほうに1行にて自治法に基づいて同意を求めるとありましたが、村長がその後に読み上げたものがございしますが、もう一度読み上げますと、提案理由の同意を求めると後に、提案のときに、島袋幸俊氏は平成27年から大宜味村副村長に就任され、行政経験豊富で人格、見識ともに優れ、最適任者であると認められます。よって、引き続き大宜味村副村長として選任したいので、議員各位の御理解を得て同意をいただく提案を申し上げる次第でございます。どうぞ慎重な審議の上、御同意くださるようお願い申し上げますということで提案のときに村長のほうからあったと思います。以上となっております。

- 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） それはですね、あくまでの口頭での説明、私が言っているのはちゃんと、要点を書いて、この議案書の中にやるべきだと。平成27年就任といっても、平成27年も10月もあれば12月もある。もし12月であれば、今議会に提案する必要はないと思うわけ、12月の。だからいつ、任期がいつ出たから今議会に提出する。そのような理由があるはずなんです。ただ、口頭で言っておりましたが、最適任者とか何とか言っていますけれども、こういうのは議会が議会で判断することですので、そこまでは私は提案理由には必要ないと思います。内容については、議会で適任か適任じゃないかを判断しますので。

今後、この提案理由を書くときは、ちゃんと大宜味村ならではの事情があるはずですので、ちゃんとしっかり明記してやってもらいたい。これは50年先にも、すぐこれを見てわかるように、どういう状況で副村長の人事案があったんだということがはっきりわかるようにしていただきたい。

この件に関連して、人権擁護委員についてもただ簡単に提案理由が書かれていたものですから、何名かの議員は勘違いしているようなところもありましたので、議員にしっかり説明する意味でもこの提案理由はちゃんと、今後書いていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、私が質問しようと思ったところ、先ほど答弁もありました。人格もよし、最適任者だということで選任、この今議会の議案として提出されていることは、村長の提案理由でも説明があったように同じだと思っております。

それで私は、今の村政がきちんとスムーズに進められているとは認識しておりません。特にアカシツタイの工業用水の件、喜如嘉小学校の跡地利用の件なども村民に責任を負うもの、負わせているのではないかというふうに思っています。その辺は副村長としてきちんと村民の立場で主張できなかったのかなど。とても残念に思っています。

きのうの一般質問で、新庁舎建設の件で決まる前に住民との話し合いも持っていきたいという当局の説明もありましたので、その辺とても厳しい時期に入ってきます。そしてビジターセンターの今後の運営の問題も出てきます。そういう時期に、これまで手落ちがあったということで結果的にだめだったというふうにならないように、特に島袋氏はバスケットを通して体協や青年会や、また子弟の育成に育んできたというのも私見しています。その意味でも、そういう人たちが育まれて、この地域の活性化になるように、本当に副村長の席をかけて全うできるか決意表明を受けて、私は判断したいと思います。ぜひその辺の決意表明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） まず、1期目において、やはりこれまで長年部外者というか、村外から助役、副村長を選んで、就任してきたという経緯があります。その中で、私はやはり職員と、職員のひとりとして、また村長をサポートしながら職員をまとめていく。そういう決意でまず1期目は行きました。そういう意味で、1期目はやはり村の職員の立場からも行政を見る機会あるいはまた外から長のサポート役として見る機会が多くありました。その中でも課題も多く見つかりました。この課題を一つ一つ解決していくには、まだまだこれから自分が必要であればやっていきたいと思っております。

ビジターセンターの後の事業、あるいは結の浜の海浜事業等、まだまだ多くの事業があります。まず大きな過疎対策、そのあたりをどう取り組むかというのもこれからの大きな課題、解決しなければいけない課題だと思っております。そういう一つ一つの事業を熟慮しながら断行していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

同意第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって同意第2号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから同意第2号 副村長の選任についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 次に原案に賛成者の発言を許します。1番 大城佐一議員。

(1番 大城佐一議員 登壇)

- 1番(大城佐一) 同意第2号 副村長の選任について、私は賛成の立場で討論を行います。

前回の副村長の選任では2回の否決で1年間の空白があり、本村は多大な損失を受けたと思っております。

北部連携促進事業にかかわる副村長の役割は、大宜味村の事業の要望、各市町村から上がってきた事業の検証及び採点を行い事業を決定する。この事業には代理出席が認められないため、不在の場合は大きな影響がある。大変残念な1年間だったと思います。

大宜味村のために再びこのような最悪な事態が起こらぬよう、議員各位の良識ある選択を切に希望いたします。

副村長の職務は、地方自治法第167条に規定されておりますように、長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、職員の事務を監督すると定められております。

今回提案されている島袋幸俊氏は、役場職員として37年余の経験と1期4年の副村長として人格及び識見も豊富な実績があり、また職員からも信頼され、人望も厚く、副村長は各種団体の会長も兼ねて大変重要な職務であり、また先ほどの質疑の中においても、本人からの決意表明がありましたが、まさにこれからもこの4年間を振り返っても何も問題視するようなことがなく、まさに適任者であると思えます。

教育・歴史文化の輝く健康長寿村をキーワードとする大宜味村第5次総合計画を実現するためにも、ぜひ必要な人材であり、議員各位の賛同をお願いいたしまして、賛成の討論といたします。よろしくお願いいたします。

- 議長(平良嗣男) ほかに討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) これで討論を終わります。

これから同意第2号 副村長の選任についてを採決します。

本件は、同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

- 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって同意第2号 副村長の選任については、同意することに決定しました。

◎議案第26号の質疑、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第2 議案第26号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題

とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第27号の質疑、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第3 議案第27号 大宜味村表彰条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) 表彰条例の一部改正について質疑を行いたいと思います。

まず、現行のもの削除して新しいものが、この議案説明書の中で、「前項の年数に達しないが、特に功績が顕著な者に対し表彰することができる。」と追加されておりますが、この中には、「15年以上村内の小中学校の教育に従事した者」や「村の職員として25年以上在籍し、誠実勤勉に職務に精励した者」これが削除されているので、新しい項目の中にも、年数は私は別に関係ないと思いますが、特に役場職員が大宜味村のために相当な、顕著な業績を上げたという場合には、この表彰の中に含まれているのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長(知念和史) では、お答えいたします。

まず、前項の年数に達しないがということでの、1項の中にはそれぞれの職歴を果たした方がいますが、9号のほうで団体または個人で10年以上、政治、経済、教育、文化、社会その他全般にわたって功績が顕著なもの等がございますので、そこら辺で教員であったり、職員であったり、そのほうと該当して、可能なものだと考えております。

○ 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) これは私、大分前にも、何か職員の表彰規定というものはないですね。別にね。大宜味村のために一肌脱いで大変功績して、大宜味村が大変活性化したと。こういった職員に対しては特別な表彰を上げてもいいんじゃないかと、前に言った覚えがありますので、一つ、この辺の表彰も兼ねてですね、よろしくお願ひしたいと思います。

あと一つ、この表彰条例を読み上げると、削除した後、残るのは、村長の職とか村議会議員の職とか、副村長、教育長の職とか、この議会の同意を得た各種委員、こういうものに限られているわけです。この表彰が。すると、その大宜味村の表彰規則を見ると、この規則の中に表彰審査委員会というのがあって、その中の委員長、副委員長、委員、全て村長、副村長、村議会正副議長、議会常任委員長とか教育長、課長含まれているわけです。例えばこれが、この表彰規定にダブった場合に、自分たちの表彰を自分たちで決めるような形になるんですが、その辺の、何か思わしくないんじゃないかと思うんですが、その辺の見解をお願ひしたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長(知念和史) 今、2条の各号に上げられているもの以外のところは、先ほども申し上げましたが、9号のほうで、文化に特に顕著があったものとか、その9号のほうですくわれていくと思

ますので、問題はないかと思えます。

表彰委員会のことにつきましては、現職時代で表彰するわけではなくて、その任をおりた時点での表彰に該当するというところに委員会の中では話し合われていく内容だと思えますので、当事者が自分のものをということはないかと思われます。以上、終わります。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第28号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第28号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第29号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第29号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第30号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第30号 大宜味村心身障害児童・生徒適正就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第30号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第31号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第31号 大宜味村敬老祝金支給条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第31号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第32号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第32号 大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この児童クラブに関しては新しい条例ということで、ちょっと二、三お聞きしたいと思います。

まず、提案されている条例の中で、5条の第2項、前項の規定にかかわらず、村立小学校に就学している児童であって規則で定めるものは、入所することができるものとするとあるんですが、第1項の1号から3号に該当するものとするとあるんですが、この2項については、すべてが入所できるということですが、この規則に定めるものはと、規則の中に、第4条の中に、条例第5条第2項に規定する規則で定める児童は、心身の障害、家庭の状況その他やむを得ない事情があると指定管理者が認める児童とする。とあるわけですが、この4条に当てはまる児童は全て1項の1号から3号に当てはまらなくても入所するということがあります。この家庭の状況というのがちょっと引かかるのですが、この家庭の状況というのはどういった状況を具体的に指すのか、その辺をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長兼子ども子育て支援室長。

○ 教育課長兼子ども子育て支援室長（宮城 豊） お答えします。

第5条で対象児童ということで、住所要件、あとは小学校の就学、保護者が労働等で昼間家庭にいない児童ということで明記して、2項のほうで規則に定めるところによりと条例ではつくっておりますけれども、議員質疑のどういうものが対象になるかということ、例えば今現在はあれですけども、例えば遠隔、ここでいじめであるとか、そういう事情で住所要件は当てはまっている。しかし、学校はここに行っていない。例えば名護市のほうに行っているという子供は、この5条では基本入らないんですけども、規則において指定管理者がものすごく必要ですということで認めれば今のような家庭の事情等によりいじめとか、そういう環境でほかのところに通学されている子供でも可能ですというところであっているのがこの条文です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） その辺をと、理解、聞いたんですが、例えば第5条第1項の第3号、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とあるんですが、例えばこの親が夜勤専属で仕事を終わって、昼間は休まないといけないわけですね。それで家にいるわけです。これは家庭にいないとみなすのか、それともいるとみなすのか。そこでさっきこの家庭の状況というのを私が聞いたのはそこなんです。こういったのも家庭の状況に入るのか。その1点です。あと1点は…、それを聞いてからやりましょうか。お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長兼子ども子育て支援室長。

○ 教育課長兼子ども子育て支援室長（宮城 豊） 条例の制定の根拠としては、やはり該当しうるのかなというぐあいには思っております。しかしながら、ここの条文に書いているとおり、指定管理者が認める児童とするとされておりますので、基本判断を委ねられるのは指定管理者ではあるのかなと思っておりますけれども、条例制定するのは我々ですので、見解としては今議員おっしゃるように該当するのではな

いかなと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） あと、これは今あまり、健全育成事業で700万円ぐらい出されていますよね。その延長の児童クラブということになるわけですか。それと、今年度も700幾らか支払われているんですが、来年度も700万円以上の助成は出すのか。それに関して、1日あたり、1カ月当たりの保育料というか、そういったものを徴収しているわけなんですけど、これは助成金をもらって、保育料の徴収をするというのは、その点はどうかと私個人的には思うんですが。それと、この保育料と別にまた、この9条の第3項においては、保育料のほかおやつ代、昼食代、教材費、保険料など、児童の健全育成を図るために必要な費用を保護者から徴収することができると思っておりますが、これはあくまでも指定管理して、行政とは全く別の組織という考えを持っているのか。そういう考えであるならば、そこで使う使用料、光熱費等の負担はどこが持つのか。そしてその指定管理の期間は大体どのぐらいをめぐりに契約を結ぶのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時30分）

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

（午前10時33分）

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） 議員の質疑にお答えします。

今、補助金の話があったんですけども、村から支出している補助金というのは、国、県から補助金をもらっている事業の補助金でありまして、今後は指定管理になると思っておりますが、今現在の委託料を払っているものに関しましても、事業者の保育料としてもらっている収入は差し引いて、計算して、うちのほうも補助金を事業としてとっていますので、重複して支給するような形はないと考えています。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長兼子ども子育て支援室長。

○ 教育課長兼子ども子育て支援室長（宮城 豊） 指定管理者と、光熱費の質疑がありましたのでお答えします。

光熱費は事業者負担、指定管理者の負担になります。指定管理の、年どれほどかということですが、一応5年をめぐりに要綱をつくって、指定管理者の募集を進めようかと思っております。今の議員指摘の、別表の9条関係の料金表がございますが、これをとってくださいということではなくて、これは上限です。今、実際に放課後児童クラブをされている方がいますけれども、そこは上限以下の数千円程度でとっていることなので、それ以上とってはいけませんというのがこの条文ですので、御理解いただきたいかと思います。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって特に発言を許します。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） どうもありがとうございます。

すみません、先ほどちょっと忘れたもので追加して。第18条について、この文言の中で3行目ぐらいに、適切な保護措置を講ずるように配慮するとともにとあるんですが、やはりこれは個人情報の秘密保

持の義務ということであつたわけですが、講ずるように配慮するとともにとあつて、その辺の文言がちょっとひっかかるんですが、適切な保護措置を講じて、児童クラブの管理に関しとしたほうが、はっきりしたことが言えるんじゃないかと。これは何か逃げ道をつくっているような感じで。じゃあ、別に講じなくてもいいのかという聞き取り方も出てくるので、その辺、もしこれ条例が決定じゃなくて、文言があるのであれば、再度検討してほしいと思います。答弁はよろしいです。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 今回提案された大宜味村放課後児童クラブ、これは来年から開所するというところで、これはまさに村民が待ち望んでいた非常にいい放課後児童クラブであると思います。むしろ遅きに失した感がありますが、村民の負託に応えるようにやっていただきたい。スタートに当たり、条例とか規則、要綱等を見て、おおむね特に大きな問題はないと思いますが、今後、運営しながら不具合があれば訂正して、あるいは要らないところは削除するとか、運営しながら要綱等を見直して、村民の期待に応えられるように立派な運営をしていただきたい。そういう思いであります。

ただ1点だけ、言葉の使い方についてお尋ねしたいと思います。条例の第9条（保育料等）とありまして、児童クラブに入所した児童の保護者は、指定管理者に児童クラブの利用に係る料金（以下「保育料」という。）とあります。以下、保育料というのは、前段の文言を受けて、前段の内容を集約する形で「以下、保育料」と単純に明記するような方策だと思っておりますが、前段には保育料という言葉はないわけです。利用に係る料金ということがありますから、流れとしては、以下「利用料金」そのようにするのが普通適切ではないかという思いがするわけです。

それと保育料というのは非常に違和感がありまして、小学6年生ですと、もう11歳ぐらいになりますし、体格的に大人に近づいた方もいますし、こういう方々が入所するところに保育料というのはどういふものかなという、ちょっと違和感を覚えます。したがって、この保育料というよりも、むしろ利用料金とか学童代、あるいは学童保育料、育成料、そのような文言が適切ではないかと思っておりますが、この条例にあるように、ちょっと話は戻りますが、児童クラブの利用に係る料金（以下「保育料」）ではなくて、以下「何々料」という、何かの形に変えたほうがいいのではないかという思いがいたしまして、今議会で修正とかそのような対応はできるのかどうか。そこら辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長兼子ども子育て支援室長。

○ 教育課長兼子ども子育て支援室長（宮城 豊） 議員の指摘はわかるんですけども、ほかの市町村を踏まえて、一応参考文献とかを踏まえて上程もしております。うちの例規審議委員会も経て、再度見直し等も行ってやっているとありまして、間違いということでしたら今議員指摘のとおり訂正をしてということではあるんですが、条文上、間違いではないので、この案でお願いできないかと思っております。

この保育料という文言ですが、確かに私も小学5、6年で保育というのはどうかなというぐあいに個人的にも思ったんですけども、これはこういう厚労省関係の文言から引用して保育料という言葉の使い方をしていますので、御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 今答弁がありました。保育料というのは確かに誤りではないんですね。今回、この新しい事業がスタートするのでちょっと違和感のあるところ、間違いがないからいいのではなくて、やはりちゃんと整備して、スタートしてもらいたいという思いがありますので、ぜひそこはできるだけ

見直してもらいたい。話は戻りますが、利用に係る料金ですので、これは利用料金だということで例規審でも議論されたというんですが、これは保育料というふうにつけますと、村民に対してもまともなメッセージは送れません。村民も誤解すると思いますので、そこら辺はぜひ早目に、何かの対応をとっていただきたいと。そう要望して終わります。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第32号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第33号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第33号 財産の取得について（大宜味村幼保連携型総合施設備品購入（バス））を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第33号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第34号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第34号 財産の取得について（やんばるの森ビジターセンター備品購入（厨房機器等））を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第34号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第35号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第35号 平成30年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第35号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第36号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第36号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第36号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第37号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第37号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第37号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議案第38号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第38号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第38号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第38号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第38号は、可決されました。

◎議案第39号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第15 議案第39号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第39号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第39号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって議案第39号は、可決されました。

◎議案第40号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第16 議案第40号 令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって議案第40号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第40号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第40号 令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって議案第40号は、可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第17 議案第41号 幼保連携型総合施設外構工事の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第41号 幼保連携型総合施設外構工事の請負契約について
幼保連携型総合施設外構工事の請負契約について、下記のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1、契約の目的 幼保連携型総合施設外構工事

- 2、契約の方法 指名競争入札による契約
3、契約金額 金1億813万円
4、契約の相手

住 所 大宜味村字塩屋897番地
商 号 有限会社 一円産業
氏 名 代表取締役 津波 徳正

令和元年9月11日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

よろしく御審議のほどお願いします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第18 全員発議により提出されました議案第42号 専決事項の指定についてを議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。6番 大城邦彦議員。

（6番 大城邦彦議員 登壇）

- 6番（大城邦彦） 議案第42号 専決事項の指定について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年9月11日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 大城邦彦 宮城 貢 大山美佐子 仲井間宗利 大城佐一 友寄景善 吉浜 覚 宮城良治

賛成者 安里 重和

提案理由 村長の専決処分事項の専決委任（法第180条第1項）の指定基準について、集約化及び追加する必要があるため、この案を提出する。

専決事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、村長において専決処分することができるものとする。

- （1）沖縄県市町村総合事務組合の加入市町村及び一部事務組合の増減並びに名称の変更について
- （2）議会の議決を経た工事契約について、契約金額の増額若しくは減額が400万円以下の変更
- （3）法律上村の義務に属する1件50万円以下（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保

障法（昭和30年法律第97号）に規定する保険金額の最高額の範囲内及び全国私有物件災害共済会の村外共済委託契約額の範囲内）の損害賠償の額の決定並びに当該決定を伴う和解及び調停に関する事。法律上村の責務に属する損害賠償につき、1件50万円を超えない範囲内において、その額を定めること及びこれに伴う和解に関する事。

附 則

- 1 この議案は、議決の日から適用する。
- 2 専決事項の指定について（昭和63年3月12日議決）及び専決事項の指定について（平成3年12月13日議決）は、議決の日から廃止する。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第42号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第42号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 専決事項の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◎認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第19 認定第1号 平成30年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 決算認定について質疑を行いたいと思います。

決算認定については、過去にこういった立場上、できない状況がありましたが、以前にもこれは相当指摘した事項でもありますので、不納欠損についてお聞きしたいと思います。本年度の不納欠損額は478万8,571円ですが、平成29年度の不納欠損額を見ると202万4,114円です。ということは、276万4,457円の増となっているんですが、この主な要因についてお聞きしたいんですが。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） 議員の御質疑にお答えします。

今回、不納欠損額が478万8,571円ということで、対前年度を大幅に増加している要因としましては、平成25年度の一企業の固定資産税の分となっております。478万円の不納欠損のうち333万1,500円が、その一企業の固定資産税分に当たります。そちらが主な要因となっております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） これは例年、不納欠損額のものについては、地方税法第15条の7、また地方税法第18条に基づいての不納欠損ということだと思いますが、やっぱりこの不納欠損についてはもう少しですね、ただ単なる消滅時効だからということか。本当にそういう人たちに回収できるようなあれがないのか。これは15条では財産がないと処分をするということかどうかわれておりますが、もう少し、もうこれは過去に遡ってお話してもらおうと、個人情報、公開の、できる前の話ですけども、いろんなものを見ながら、監査しながら見ていると、これは簡単にとれるような人も不納欠損処分で作られているわけです。本当にこれでいいのかという、疑問なことがいっぱいありました。目の前にお金はあるのにとらないとか、不納欠損で流している節もあったので、その辺はもう少し徹底的に頑張ってもらってお願いしたいと思います。あとこれは給食費、住宅の使用料、これは税と不納欠損あるいは滞納の3点セットとなっておりますので、これ住宅も給食費も前年度と比べて、700万円ぐらいあるんですが、本年度分と滞納繰越分であるんですが、その辺も前年度と比べると徴収率が悪く思われます。給食費に関しても本年度は、現年度分は収入未済がゼロになって大変よろしいと思いますが、滞納繰越分が前年度同様残っているということは、余り回収がなかったと思われまして、その辺は徹底して、この使用料と給食費に関しては、これは私法上の債権ということで、強制徴収はできなくて強制執行ですよ。こういったことは余りやってほしくないんですけども、どうにか頑張ってもらってお願いしたいと思います。村にはこういった条例もちゃんとあるわけですから、大宜味村の税等の収納率向上対策本部設置要綱、またこれに伴う大宜味村の村税等の収納率向上対策班の設置要綱というのがあるんですから、その辺のですね、これは去年もこの決算時期に同じような指摘があったと思います。そこからどういうふうな取り組みをしてきたのか。こういった収納率向上対策班としての行動はどのようなものがあったか、この実績等があれば答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） お答えいたします。

村税等の収納率向上対策本部会議というのがありますが、そちらは昨年度においては7月に本部会議を開催しまして、前年度の実績、反省点等を踏まえて、また当該年度の徴収目標の設定であったり、そういうことを本部会議のほうで話し合いを持ちました。それとあわせて、先ほど言われた私債権に関するものについても話し合っ、昨年、ゴルフ場の跡地に関するものもその本部会議の中で話し合われて、昨年の9月定例会で債権放棄の手続をとったという形になります。今年度も4月に本部会議を開催しまして、その私債権に関するものも議題にも上げさせてもらったんですけども、そこは作業班のほうにもおろして、内容を勉強会なり、そういったものを話し合っ、いこうということで、本部会議の中では話し合われました。まだ班会議は開催しておりませんが、班会議を開催して、私債権に関する取り扱いだとか、その辺のものを会議していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって認定第1号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第20 認定第2号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決
算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって認定第2号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第21 認定第3号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決
算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって認定第3号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第22 認定第4号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって認定第4号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第23 認定第5号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって認定第5号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第24 認定第6号 平成30年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって認定第6号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前11時10分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時19分）

◎諸般の報告

○ 議長（平良嗣男） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に大山美佐子議員、副委員長に大城邦彦議員、決算審査特別委員会委員長に大城邦彦議員、副委員長に宮城 貢議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午前11時20分）

令和元年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和元年9月18日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (令和元年9月18日 午後2時00分)

閉 会 (令和元年9月18日 午後3時24分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 事 仲 村 亮 人

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第26号	北部広域市町村圏事務組合理約の変更について	委員長報告 質疑～表決
2	議案第27号	大宜味村表彰条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案第28号	印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案第29号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
5	議案第30号	大宜味村心身障害児童・生徒適正就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
6	議案第31号	大宜味村敬老祝金支給条例	委員長報告 質疑～表決
7	議案第32号	大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例	委員長報告 質疑～表決
8	議案第33号	財産の取得について（大宜味村幼保連携型総合施設備品購入（バス））	委員長報告 質疑～表決
9	議案第34号	財産の取得について（やんばるの森ビジターセンター備品購入（厨房機器等））	委員長報告 質疑～表決
10	議案第41号	幼保連携型総合施設外構工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
11	議案第36号	令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
12	議案第37号	令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
13	議案第35号	平成30年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	委員長報告 質疑～表決
14	認定第1号	平成30年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
15	認定第2号	平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
16	認定第3号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
17	認定第4号	平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
18	認定第5号	平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
19	認定第6号	平成30年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	委員長報告 質疑～表決

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	請第1願号	介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める請願書	委員長報告質疑～表決
21	意見案号7	介護保険利用料原則2割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書	提案説明付託省略

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

（午後 2時00分）

◎議案第26号～議案第34号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第26号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更について、日程第2 議案第27号 大宜味村表彰条例の一部を改正する条例、日程第3 議案第28号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、日程第4 議案第29号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する、日程第5 議案第30号 大宜味村心身障害児童・生徒適正就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第31号 大宜味村敬老祝金支給条例、日程第7 議案第32号 大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例、日程第8 議案第33号 財産の取得について（大宜味村幼保連携型総合施設備品購入（バス））及び日程第9 議案第34号 財産の取得について（やんばるの森ビジターセンター備品購入（厨房機器等））の9件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 1 2 4 号
令和元年9月12日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会
委員長 安 里 重 和

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第26号	北部広域市町村圏事務組合規約の変更について	原案可決 全会一致
議案第27号	大宜味村表彰条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第28号	印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第29号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第30号	大宜味村心身障害児童・生徒適正就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第31号	大宜味村敬老祝金支給条例	原案可決 全会一致
議案第32号	大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例	原案可決 全会一致
議案第33号	財産の取得について（大宜味村幼保連携型総合施設備品購入（バス））	可決 全会一致
議案第34号	財産の取得について（やんばるの森ビジターセンター備品購入（厨房機器等））	可決 全会一致

（安里重和総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） ただいま議題となりました議案第26号から議案第34号までの9件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、企画観光課長兼プロジェクト推進室長、住民福祉課長及び教育課長兼子ども子育て支援室長の出席を求め、9月12日午前10時30分から審査を行いました。

議案第26号 北部広域市町村圏事務組合理約の変更について説明いたします。北部広域ネットワーク機能強化事業で整備する国頭村への延伸施設等の管理運営に関し、北部広域市町村圏事務組合理約第3条の共同処理する事務について、規約変更する必要があるため、第3条第15号中「名護市、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村に係るものに限る」を削る内容となっており、附則でこの規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行となっております。

次に議案第27号 大宜味村表彰条例の一部を改正する条例について説明いたします。近年の社会経済情勢の変化を踏まえた行財政改革の視点により見直しをする必要があるため、第2条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。2、前項の年数に達してないが、特に功績が顕著な者に対し表彰することができる。を新たに追加した内容で、附則でこの条例は、令和元年10月1日から施行となっております。

次に議案第28号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。住民基本台帳法施行令等の一部が改正され、令和元年11月5日から、住民票や個人番号カードに旧氏を現在の氏と併記する取扱いが開始されることに伴い、印鑑登録証明書にも旧氏併記が必要な場合も考えられることから、旧氏を併記する申請をした方の印鑑登録証明にも旧氏を併記するため、本条例の改正となっており、附則でこの条例は、令和元年11月5日から施行となっております。

次に議案第29号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。学校教育法施行令の改正に伴い、本条例の職名を改正する必要があるため、

別表第1（第2条関係）中「心身障害児童・生徒適正就学指導」を「教育支援」に改める内容となっており、附則でこの条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用となっております。

次に議案第30号 大宜味村心身障害児童・生徒適正就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。学校教育法施行令の改正に伴い、主な改正点は題名中「心身障害児童・生徒適正就学指導」を「教育支援」に改めて、第2条中「心身障害児童・生徒の判定及び教育措置」を「幼児、児童及び生徒の教育支援及びこれに係る必要な事項」に改め、第4条第2号中「障害児」を「特別支援学級」に改める内容となっており、附則でこの条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用となっております。

次に議案第31号 大宜味村敬老祝金支給条例について説明いたします。今回の改正は従前の条例において、80歳以上の方へ年金のような形で毎年3,000円を支給していましたが、今回の改正により80歳以上の3,000円支給に変更はありませんが、新百歳の方に対して金額を変更し、2万円を祝金として支給する内容となっており、附則でこの条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用となっております。また従前の大宜味村敬老年金支給条例は廃止することとなっております。

次に議案第32号 大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例について説明いたします。本条例は児童の放課後の育成及び指導をすることにより児童の健全育成を図ることを目的として制定するものであります。主な条項として、第2条で施設の名称、位置、定員を定めており、第4条では指定管理者による児童クラブの管理を行わせるものとしています。第6条では休所日、第7条では開所時間を定めて、第9条では保育料等を定めています。附則でこの条例は令和2年4月1日からの施行で、ただし第2項で必要な準備行為ができるものとなっております。

次に議案第33号 財産の取得について（大宜味村幼保連携型総合施設備品購入（バス））について説明いたします。本件の目的は令和2年4月1日に大宜味村内2保育所、1幼稚園を統合しこども園を整備する事から、園児の安全安心な通園に資するために通園バスを購入するものであります。1、取得する財産、通園バス（定員52名：大人3名、幼児49名）1台。2、取得金額7,234,803円。契約相手、住所 豊見城市字根差部724番地。商号 株式会社東部自動車。氏名 代表取締役前田義光。納入期限は令和2年3月13日となっております。

次に議案第34号 財産の取得について（やんばるの森ビジターセンター備品購入（厨房器機等））について説明いたします。本件の目的は大宜味村の新たな観光拠点施設として整備されるやんばるの森ビジターセンターの事業運営（カフェ・レストラン、荷捌室、販売ブース、特産品販売）に資する厨房器機等を購入するものであります。1、取得する財産、やんばるの森ビジターセンター厨房器機等一式。2、取得金額31,350,000円。契約相手、住所 那覇市泊3丁目3番地13号。商号 ホシザキ沖縄株式会社。氏名 代表取締役平田公夫。納入期限は令和元年11月1日となっております。

議案第26号から議案第34号までの9件について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第26号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第26号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第27号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第27号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 大宜味村表彰条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第28号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第28号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第29号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第29号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- **議長（平良嗣男）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第29号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。
(起立全員)
- **議長（平良嗣男）** 起立全員です。
したがって議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第30号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第30号について討論を行います。討論ありませんか。
(発言する者なし)
- **議長（平良嗣男）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第30号 大宜味村心身障害児童・生徒適正就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。
(起立全員)
- **議長（平良嗣男）** 起立全員です。
したがって議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第31号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第31号について討論を行います。討論ありませんか。
(発言する者なし)
- **議長（平良嗣男）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第31号 大宜味村敬老祝金支給条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。
(起立全員)
- **議長（平良嗣男）** 起立全員です。
したがって議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第32号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第32号について討論を行います。討論ありませんか。
(発言する者なし)

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第32号 大宜味村放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。
- （起立全員）
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第33号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
- （発言する者なし）
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第33号について討論を行います。討論ありませんか。
- （発言する者なし）
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第33号 財産の取得について（大宜味村幼保連携型総合施設備品購入（バス））を採決します。
本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。
- （起立多数）
- 議長（平良嗣男） 起立多数です。
したがって議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第34号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
- （発言する者なし）
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第34号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。
- （発言する者なし）
- 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。
- （発言する者なし）
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第34号 財産の取得について（やんばるの森ビジターセンター備品購入（厨房機器等））を採決します。
本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。
- （起立全員）
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。
-

◎議案第41号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第41号 幼保連携型総合施設外構工事の請負契約についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大 議 第 123 号

令和元年 9月12日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮 城 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第41号	幼保連携型総合施設外構工事の請負契約について	可 決 全会一致

（宮城 貢経済建設常任委員会委員長 登壇）

○ 経済建設常任委員会委員長（宮城 貢） ただいま議題となりました議案第41号について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、建設環境課長及び教育課長兼子ども子育て支援室長の出席を求め、9月12日午前10時から審査をいたしました。

議案第41号 幼保連携型総合施設外構工事の請負契約について報告いたします。

本件は、子供を産み育てやすい環境を整備するため、働く保護者等の子育て支援の充実を目的に就学前の幼児教育・保育を一体的に提供することができる幼保連携型総合施設を整備する目的であります。

工事名 幼保連携型総合施設外構工事、工事場所 大宜味村字塩屋地内。

工事概要は、外構工事一式で主な工種として、駐車場整備、グラウンド整備、外周柵整備となっており、請負金額1億8百13万円、契約相手は有限会社一円産業で、履行期限は令和2年2月28日までとなっております。

質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第41号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第41号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 幼保連携型総合施設外構工事の請負契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○ 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第36号及び議案第37号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第11 議案第36号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)及び日程第12 議案第37号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の2件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第120号

令和元年9月11日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

予算審査特別委員会

委員長 大山美佐子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第36号	令和元年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)	原案可決 全会一致
議案第37号	令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決 全会一致

(大山美佐子予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(大山美佐子) ただいま議題となりました議案第36号及び議案第37号までの2件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、9月11日午後1時30分

からの審査予定を2時間5分繰り上げて午前11時25分から審査を行いました。

議案第36号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）

及び

議案第37号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第36号及び議案第37号の2件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第36号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第36号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 令和元年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第37号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第37号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第35号、認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第35号 平成30年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第14 認定第1号 平成30年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第15 認定第2号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16 認定第3号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17 認

定第4号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18 認定第5号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第19 認定第6号 平成30年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についての7件について、一括して議題とします。一括して委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。

大議第126号
令和元年9月17日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

決算審査特別委員会
委員長 大城邦彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第35号	平成30年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	可決 全会一致
認定第1号	平成30年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第2号	平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第3号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第4号	平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第5号	平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第6号	平成30年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	認定 全会一致

(大城邦彦決算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 決算審査特別委員会委員長（大城邦彦） ただいま議題となりました議案第35号及び認定第1号から認定第6号までの7件について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を一括して報告いたします。

本委員会におきましては、9月13日、17日の2日間にわたり説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、予算執行が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に運営され、所期の目的を十分に達

成しているか、剰余金の処分が適正であるかを審査いたしました。また、質疑においては村長出席のもと審査を行いました。

議案第35号 平成30年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、平成25年度から開始された公営企業会計によるもので認定第6号に関連することから本委員会に付託されたものであります。質疑、討論はなく全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

認定第1号 平成30年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

及び、

認定第6号 平成30年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定については、質疑、討論はありませんでした。

認定第1号から認定第6号の6件について全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

以上、委員会における審査の結果を申し上げますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第35号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第35号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 平成30年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから認定第1号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第1号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成30年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の

方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第1号は、認定することに決定しました。

これから認定第2号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第2号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第2号は、認定することに決定しました。

これから認定第3号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第3号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第3号は、認定することに決定しました。

これから認定第4号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第4号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第4号は、認定することに決定しました。

これから認定第5号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第5号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成30年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第5号は、認定することに決定しました。

これから認定第6号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第6号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成30年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第6号は、認定することに決定しました。

○ 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午後 2時43分)

○ 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時51分)

◎請願第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第20 請願第1号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める請願書を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 125 号

令和元年9月12日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 安 里 重 和

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年月日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措 置
1	令和元年 9月9日	介護保険利用料原則2割負担化、 ケアプラン有料化などの制度見直 しの中止、介護従事者の処遇改善 など、介護保険制度の抜本改善を 求める請願書	不採択	—	—

（安里重和総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） ただいま議題となりました請願第1号について、9月12日午後1時30分から審査を行った結果、お手元に配布しております審査報告書のとおり、賛成少数をもって不採択すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから請願第1号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める請願書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから請願第1号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 請願第1号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見

直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める請願書について、委員長報告に反対する立場と請願に賛成する立場で討論を行います。

本請願は、那覇市古波蔵4-10-53 3階、沖縄県社会保障推進協議会、新垣安男代表から提出されたもので、内容は次のとおりとなっております。

現在、政府内で、介護保険制度の給付と負担について見直しの検討が進められています。

その中には、介護保険利用料の原則2割への引き上げ、ケアマネジャーが作成するケアプランの有料化や要介護1、2の生活援助サービスを市町村が実施する総合事業へ移すなど、給付の削減・負担増を図る内容が盛り込まれています。

現状でも沖縄県における利用者と家族の生活はぎりぎりであり、これ以上の利用料の引き上げや利用制限は全国平均の7割しか所得がない県民の生活を困苦に追い込むものになっています。

ケアプランが有料になれば、介護保険サービスを減らしたり、介護保険そのものを利用できなくなることになりかねません。生活援助の削減は、住宅での生活に困難をもたらし、家族の介護負担をふやすことに直結します。政府が掲げる介護離職ゼロ政策に反するものです。沖縄医療生協などが行った介護事業所アンケート2018では約8割の居宅介護支援事業所がケアプラン有料化に反対と回答。その理由は、1位「利用者負担の増大」、2位「公正中立が保てなくなる」、3位「利用抑制」でありました。

また、介護現場では人手不足が一層深刻化しています。介護福祉の養成校では入学者の定員割れが続いています。必要な職員を確保できないため、施設を開設できなかつたり、事業所の一部閉鎖や廃業などの事態が生じています。介護従事者の給与が全労働者の平均給与よりも月9万円も低い実態では、依然として改善されません。サービスの削減・負担増の見直しでは高齢者の生活を守り、支えることはできません。これから高齢者が一層進展していく中、お金の心配をすることなく、必要な介護サービスを必要ときに利用できる制度への転換は全ての国民の願いです。同時に、介護を担う職員がみずからの専門性を発揮し、誇りを持って働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければ介護現場そのものが崩壊してしまいます。

介護保険創設の原点に立ち戻り、高齢者の尊厳と生きる権利を守ることを前提に、下記のとおり、制度の抜本改善を求めるものです。

請願項目、1. 介護保険利用原則2割負担、ケアプラン有料化、要介護1、2の生活援助の総合事業への移行など、サービスの抑制や負担増につながる制度の見直しを行わないよう国に求めること。2. 全ての介護従事者の賃金を大幅に引き上げ、労働条件の抜本的改善を求めること。3. 介護保険料、利用料負担の軽減を図ること。必要ときに必要なサービスを受けられるよう、制度の改善を図るよう国に求めること。4. 介護保険財政に対する国の負担割合を大幅に引き上げるよう国に求めること。5. 大宜味村の総合事業における現行相当サービスの水準を維持すること。以上。

これから高齢化が進む中、国は年金額の減額や10月には消費税が8%から10%に上げ、さらに介護保険料の原則2割負担へと引き上げや介護サービスなどの制度の改正は家族や地方に負担を押しつけるものです。

高齢者の生活を守っていくためや、政府が掲げる介護離職ゼロ政策に掲げるように、介護従事者の処遇改善をしていくためにはケアプラン有料化、制度の見直しの中止など、介護制度の抜本改善を国に求めたものです。また村に総合事業における現行サービスの水準を維持することなどを求めたものです。

本請願人は、これまでに市町村の社会保障政策全般にかかわる状況を掌握するためのアンケートや自

治体キャラバンを実施し要請懇談を行っています。格差貧困が社会問題であることが県の実態調査でも明らかになっている中、問題解決に向けての県民的課題となっていることから、住民の暮らしと健康、権利としての社会保障を守るために、地域で運動を展開しています。

昨年は、こども医療費無料化制度を広げる運動に取り組み、県議会全会派に紹介議員になっていただき、全会一致でこども医療費を外来も中学校卒業まで無料制度を広げる決議を採択につなげています。また、本村でも沖縄県社会保障推進協議会の協力を得ながら地域と連携して取り組んだことがこども医療費を入院・外来も高校卒業まで窓口無料化につながっています。

したがって、社会保障制度の問題は、国民や村民の生活に直結する国民的課題であります。国民全体で介護保険制度の抜本改善を求めていくために、本請願に対し各議員の賛成を求め討論といたします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。2番 宮城良治議員。

（2番 宮城良治議員 登壇）

○ 2番（宮城良治） 委員長報告に対して賛成討論を行います。

請願の内容についてはとても理想的な内容だとは思いますが、添付資料で居宅介護支援、通所介護支援、訪問介護支援の事業所からのアンケートをとり、170事業所からの意見をもとに作成された報告書があったのですが、県内には1,684事業所あり、1割弱の意見をもとに作成されたことになる。また県内の指定介護サービス事業所は4月1日現在ですが5,485事業所あり、請願項目にかかわる介護サービス事業所は相当数あると思われる。

また、この報告書には村内全事業所から回答がなく、聞き取りもされていない。紹介議員も村内事業所にアンケートを配布したのかは不明との回答でありました。

村民や村内事業所の意見が全く入っていない請願をなぜ大宜味村議会にだけ提出したのかがわかりません。以上のことから反対という判断をいたしました。

介護サービスに関する問題は、公的団体の沖縄県介護保険広域連合や沖縄県社会福祉協議会、そして本村の社会福祉協議会や村内事業所と意見交換などをしながら対応するべきだと思います。

以上、委員長報告に対しましての賛成討論といたします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから請願第1号 介護保険利用料原則2割負担化、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める請願書を採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。本請願は、採択することに賛成の方は起立を願います。

（起立少数）

○ 議長（平良嗣男） 起立少数です。

したがって請願第1号は、採択しないことに決定しました。

◎意見案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第21 大山美佐子議員外2名により提出された意見案第7号 介護保険利用料原則2割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。5番 大山美佐子議員。

(5番 大山美佐子議員 登壇)

○ 5番(大山美佐子) 意見案第7号 介護保険利用料原則2割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和元年9月18日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 大山美佐子 友寄景善

賛成者 吉浜 覚

提案理由 介護保険創設の原点に立ち戻り、高齢者の尊厳と生きる権利を守ることを前提に、制度の抜本改善を求めるため。

介護保険利用料原則2割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、

介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書

現在、政府内で、介護保険制度の「給付と負担」について見直しの検討が進められています。

その中には、介護保険利用料の原則2割への引き上げ、ケアマネジャーが作成するケアプランの有料化や要介護1、2の生活援助サービスを市町村が実施する総合事業へ移すなど、給付の削減・負担増をはかる内容が盛り込まれています。

現状でも、沖縄県における介護保険利用者と家族の生活はぎりぎりであり、これ以上の負担増や利用制限は全国平均の7割しか所得がない県民の生活を困苦に追い込むものになります。

ケアプランが有料になれば、介護保険サービスを減らしたり、介護保険そのものを利用出来なくなることになりかねません。生活援助の削減は、住宅での生活に困難をもたらし、家族の介護負担を増やすことに直結します。政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策に反するものです。沖縄医療生協等が行った「介護事業所アンケート2018」では約8割の居宅介護支援事業所が「ケアプラン有料化」に反対と回答、その理由は1位「利用者負担の増大」2位「公正中立が保てなくなる」3位「利用抑制」でありました。

また、介護現場では人手不足がますます深刻化しています。介護福祉士の養成校では入学者の定員割れが続いています。必要な職員を確保できないため、施設を開設できなかつたり、事業所の一部閉鎖や廃業などの事態が生じています。介護従事者の給与が全労働者平均給与よりも9万円も低い事態は依然として改善されていません。サービスの削減・負担増の見直しでは高齢者の生活を守り、支えることはできません。これから高齢化がますます進展していく中、お金の心配をすることなく、必要な介護サービスを必要なときに利用できる制度への転換はすべての国民の願いです。同時に、介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければ、介護現場そのものが崩壊してしまいます。

介護保険創設の原点に立ち戻り、高齢者の尊厳と生きる権利を守ることを前提に以下の通り、制度の抜本改善を求めるものです。

1、介護保険利用料原則2割負担、ケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助の総合事業への移行など、サービスの抑制や負担増につながる制度の見直しを行わないこと。

2、すべての介護従事者の賃金を大幅に引き上げ、労働条件の抜本的改善を求めること。

3、介護保険料、利用料負担の軽減を図ること。必要なときに必要なサービスを受けられるよう、制

度の改善をはかること。

4、介護保険財政に対する国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 9月18日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第7号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第7号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 意見案第7号 介護保険利用料原則2割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書について、賛成する立場で討論を行います。

本意見書は、現在、政府内で介護保険制度の給付と負担について見直しの検討が進められています。

その中には、介護保険利用料の原則2割への引き上げ、ケアマネジャーが作成するケアプランの有料化や要介護1、2の生活援助サービスを市町村が実施する総合事業へ移すなど、給付の削減・負担増をはかる内容が盛り込まれています。

現状でも、沖縄県における介護保険利用者と家族の生活はぎりぎりであり、これ以上の負担増や利用制限は全国平均の7割しか所得がない県民の生活を困苦に追い込むものになります。

ケアプランが有料になれば、介護保険サービスを減らしたり、介護保険そのものを利用できなくなることになりかねません。生活援助の削減は、住宅での生活に困難をもたらし、家族の介護負担をふやすことに直結します。政府が掲げる介護離職ゼロ政策に反するものです。沖縄医療生協等が行った介護事業所アンケート2018では、約8割の居宅介護支援事業所がケアプラン有料化に反対と回答。その理由は1位「利用者負担の増大」2位「公正中立が保てなくなる」3位「利用抑制」でありました。

また、介護現場では人手不足が一層深刻化しています。介護福祉士の養成校では入学者の定員割れが続いています。必要な職員を確保できないため、施設を開設ができなかったり、事業所の一部閉鎖や廃

業などの事態が生じています。介護従事者の給与が全労働者平均給与よりも9万円も低い事態は依然として改善されていません。サービスの削減・負担増の見直しは高齢者の生活を守り、支えることはできません。これから高齢者が一層進展していく中、お金の心配をすることなく、必要な介護サービスを必要な時に利用できる制度への転換は全ての国民の願いです。同時に、介護を担う職員がみずからの専門性を発揮し、誇りを持って働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければ、介護現場そのものが崩壊してしまいます。

介護保険創設の原点に立ち戻り、高齢者の尊厳と生きる権利を守ることを前提に以下のとおり、制度の抜本改善を求めるものです。1、介護保険利用原則2割負担、ケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助の総合事業への移行など、サービスの抑制や負担増につながる制度の見直しを行わないこと。2、全ての介護従事者の賃金を大幅に引き上げ、労働条件の抜本的改善を行うこと。3、介護保険料、利用料負担の軽減を図ること。必要なときに必要なサービスを受けられるよう、制度の改善を図ること。4、介護保険財政に対する国の負担割合を大幅に引き上げること。以上。

これから高齢化が進む中、国は年金額の減額や10月には消費税が8%から10%に上げ、さらに介護保険料の原則2割負担へと引き上げや介護サービスの制度の改正は家族や地方に負担を押しつけるものです。

高齢者の生活を守っていくため、政府が掲げる介護離職ゼロ政策に掲げるように、介護従事者の処遇改善をしていくためにはケアプランの有料化、制度の見直しなど、介護制度の抜本改善を国に求めたものです。

これまでに沖縄県社会保障推進協議会と連携して、市町村の社会保障政策全般にかかわる状況を把握するためのアンケートや自治体キャラバン隊を実施し要請懇談を行っています。格差貧困が社会問題であることが県の実態調査でも明らかになっている中、問題解決に向けての県民的課題となっていることから、住民の暮らしと健康、権利としての社会保障を守っていくために、地域で運動を展開しています。

昨年は、沖縄県社会保障推進協議会は、こども医療費無料化制度を広げる運動に取り組み、県議会全会派に紹介議員になっていただき、全会一致でこども医療費を外来も中学校卒業まで無料制度を広げる決議を採択につなげています。また、本村でも沖縄県社会保障推進協議会の協力を得ながら地域と連携して取り組んだことがこどもの医療費を入院、外来も高校卒業まで窓口無料化につながっています。

したがって、社会保障制度の問題は国民や村民の生活に直結する国民的課題であります。国民全体で介護保険制度の抜本改善を求めていくため、本意見書に対し各議員の賛成を求め討論といたします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから意見案第7号 介護保険利用料原則2割負担化やケアプラン有料化などの負担増計画の中止、介護従事者の処遇改善など、介護保険制度の抜本改善を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立少数）

○ 議長（平良嗣男） 起立少数です。

したがって意見案第7号は、否決されました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第5回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

（午後 3時24分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員